

五ヶ瀬町過疎地域持続的発展計画
(令和8年度～令和12年度)

宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町

目次

1	基本的な事項	1
(1)	五ヶ瀬町の概況	1
ア	五ヶ瀬町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
イ	自然的条件	1
ロ	歴史的条件	2
ハ	社会的・経済的条件	2
イ	五ヶ瀬町の過疎の状況	2
ウ	五ヶ瀬町社会経済的発展の方向の概要	3
(2)	人口及び産業の推移と動向	3
ア	人口の推移と動向	3
イ	産業の推移と動向	5
(3)	行財政の状況	6
ア	行政組織の状況	6
イ	財政状況	8
ウ	施設整備の状況	9
(4)	地域の持続的発展の基本方針	10
ア	人材育成	11
イ	都市との交流促進	11
ウ	市町村間及び地域間の連携	11
エ	農林業の基盤整備及び所得の安定向上	11
オ	高齢者にやさしい快適な環境の構築	12
カ	国土保全、環境保全及び循環型社会構築からの施策	12
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	12
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	13
(7)	計画期間	14
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	14
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	15
(1)	現況と問題点	15
ア	移住・定住	15
イ	地域間交流	15
ウ	人材育成	16
(2)	その対策	16
ア	移住・定住	16
イ	地域間交流	16
ウ	人材育成	17

(3) 計画	17
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	18
3 産業の振興	19
(1) 現況と問題点	19
ア 農林水産業	19
イ 地場産業	21
ウ 企業誘致	21
エ 商業	22
オ 観光及びレクリエーション	22
(2) その対策	24
ア 農林水産業	24
イ 地場産業	26
ウ 企業誘致	26
エ 商業	26
オ 観光及びレクリエーション	26
(3) 計画	27
(4) 産業振興促進事項	30
ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種	30
イ 当該業種の振興を促進するために行う業種の内容	30
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	30
4 地域における情報化	31
(1) 現況と問題点	31
(2) その対策	31
(3) 計画	32
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	32
5 交通施設の整備、交通手段の確保	33
(1) 現況と問題点	33
ア 国、県及び市町村道	33
イ 農道	34
ウ 林道	34
エ 交通確保	34
(2) その対策	35
ア 国・県及び市町村道	36
イ 農道	35
ウ 林道	35
エ 交通確保	36

(3) 計画	36
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	39
6 生活環境の整備	40
(1) 現況と問題点	40
ア 水道施設	40
イ 一般廃棄物処理	40
ウ 生活排水処理	40
エ 消防	41
オ 公営住宅	42
(2) その対策	42
ア 水道施設	42
イ 一般廃棄物処理	42
ウ 生活排水処理	43
エ 消防	43
オ 公営住宅	43
(3) 計画	44
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	45
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	46
(1) 現況と問題点	46
ア 子育て支援	46
イ 高齢者福祉	46
ウ 介護保険	47
エ 障がい者福祉	48
オ 健康づくりの推進	48
(2) その対策	49
ア 子育て支援	49
イ 高齢者福祉	49
ウ 介護保険	50
エ 障がい者福祉	50
オ 健康づくりの推進	50
(3) 計画	51
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	52
8 医療の確保	53
(1) 現況と問題点	53
(2) その対策	54
(3) 計画	54

(4) 公共施設等総合管理計画との整合	54
9 教育の振興	55
(1) 現状と問題点	55
ア 学校教育	55
イ 社会教育	56
(2) その対策	57
ア 学校教育	57
イ 社会教育	58
(3) 計画	59
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	61
10 集落の整備	62
(1) 現況と問題点	62
(2) その対策	62
(3) 計画	62
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	63
11 地域文化の振興等	64
(1) 現況と問題点	64
(2) その対策	66
(3) 計画	67
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	67
12 再生可能エネルギーの利用の推進	68
(1) 現況と問題点	68
(2) その対策	68
(3) 計画	68
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	69
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	70
(1) 現況と問題点	70
ア 空き家対策	70
イ 防災	70
(2) その対策	70
ア 空き家対策	70
イ 防災	71
(3) 計画	71
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	71
事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分	73

表目次

表 1－1	人口の推移	4
表 1－2	人口の見通し	5
表 1－3	産業別人口の動向	6
表 1－4	公民館組織数	7
表 1－5	行政機構図	8
表 1－6	財政の状況	9
表 1－7	主要公共施設等の整備状況	10
表 2－1	農家人口・農家数の推移	19
表 2－2	農家人口・農家数年齢別の推移	20
表 2－3	主な農産物の生産状況の推移	20
表 2－4	卸売・小売業事業所数及び年間商品販売額の推移	22
表 2－5	観光客入り込み数の推移	23
表 2－6	五ヶ瀬ハイランドスキー場シーズン別入り込み数の推移	23
表 3－1	道路の整備	33
表 3－2	農道整備の状況	34
表 3－3	林道整備の状況	34
表 3－4	五ヶ瀬町コミュニティバス路線別乗客者数	35
表 4－1	消防体制の状況	41
表 4－2	消防団員定数の推移	41
表 5－1	保育所入所状況	46
表 5－2	出生数の推移	46
表 5－3	高齢者人口と高齢化率の推移	47
表 5－4	介護保険の状況	48
表 5－5	年代別特定健康診査、がん検診受診状況	48
表 6－1	医療機関の状況	53
表 7－1	児童生徒数の推移	55
表 7－2	学校施設の状況	56
表 7－3	施設の状況	57
表 8－1	無形民族文化財と小中学校における伝承活動	64
表 8－2	施設の状況	65
表 8－3	文化財等	65

1 基本的な事項

(1) 五ヶ瀬町の概況

ア 五ヶ瀬町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(イ) 自然的条件

五ヶ瀬町は、九州のほぼ中央、宮崎県の北西部に位置し、東部は高千穂町、南部は椎葉村、北部から西部は熊本県に接している。南西部から南部、南東部にかけては標高1,200mから1,600m級の山々が連なる一方で、北西部には阿蘇の山々を展望できる、なだらかな丘陵地帯が広がる。

町の総面積は171.73km²で、全体的に地形は急峻で約88%を森林が占めている。その山峡部を五ヶ瀬川本流とその支流である三ヶ所川が並行して北上し、熊本県で合流し高千穂町や延岡市等を経て日向灘へと注いでいる。この二つの川沿いに大小の集落と狭小な耕地が点在している。

地質は、秩父古生層に属する粘板岩、頁岩を基盤とするものと、阿蘇火山系の噴出物によって生成された溶結凝灰岩等からなり、土壌は殖壤土及び壤土で全般的に地味肥沃で農作物、樹木の生育に適している。

気温は、平均標高が620mと高いため過去5年間の年間平均気温は13.6℃と冷涼である。しかし、夏期の最高気温が35.6℃、冬期の最低気温は-10.4℃を記録するなど、気温の年間較差が極めて大きい。特に冬期における低温や積雪、さらには10月初旬から4月下旬にかけての降霜は、農作物生育の阻害要因となっており、温暖な宮崎県にあって特異な気象条件下にあるといえる。

平均雨量は年間2,400mmに達し、樹木の生育を助長するとともに、水源の供給地域として下流域の人々にとって重要な役割を果たしている。

最近5年間の平均気温と降水量

年次	気温 (℃)			降水量 (mm)
	平均	最高	最低	
令和 2年	13.2	35.6	-8.4	2688.5
令和 3年	13.3	33.2	-10.4	1968.5
令和 4年	13.1	33.5	-8.2	2304.5
令和 5年	13.7	33.6	-9.3	2576.5
令和 6年	14.7	35.6	-6.3	2930.5

(資料:気象月報)

(イ) 歴史的条件

五ヶ瀬町は、大字三ヶ所及び大字桑野内を三ヶ所村、大字鞍岡を鞍岡村と

称していた。両村とも旧藩時代は延岡の内藤藩に属していたが明治4年の廃藩置県によって延岡県の管轄となった。その後、明治5年に美々津県、同6年に宮崎県、一時同9年に鹿児島県へと移ったが明治16年に鹿児島県から分県、新しい宮崎県へと移行した。翌17年に臼杵郡が東西に分割された際、西臼杵郡に編入された。

明治22年の町村制の施行によって三ヶ所村、鞍岡村が誕生し、その後60余年にわたってそれぞれ村政を執ってきた。

昭和31年、市町村合併法に基づき両村が合併、五ヶ瀬町として町制を施行した。平成15年に西臼杵郡3町を関係市町村として設置された任意合併協議会は、合併特例法に基づく法定合併協議会に移行することなく、自立の道を歩むべく現在へと至っており、令和8年度に町制施行70周年を迎える。

(ウ) 社会的・経済的条件

九州の中央部を横断する国道218号は、熊本県から五ヶ瀬町、高千穂町及び日之影町を経て延岡市に至っているが、宮崎県内は急峻な地形が多く災害等に弱い立地条件のためしばしば交通規制を強いられる状況にある。また、小林市から当町を經由して熊本県阿蘇市に至る国道265号、熊本県阿蘇郡高森町を起点に当町を経て日向市につながる国道503号についても山間地の急峻な地形に沿った状況にあり災害に弱い条件下にある。あわせて、3路線とも九州中央部の平均標高620mという当町の地理的条件の下、冬期には積雪・凍結のために通行止めやチェーン規制等の交通規制がなされる現況である。

当町から県庁所在地である宮崎市までの所要時間は、東九州自動車道の整備に伴い2時間20分と大幅に短縮したものの、県都から最遠隔地に位置する五ヶ瀬町民としては、東九州自動車道・九州中央自動車の自動車専用道路をはじめとした県内の道路交通網が早期に整備されることへの期待が大きい。

イ 五ヶ瀬町の過疎の状況

本町の人口は、昭和33年の9,466人をピークに以来、減少傾向にある。昭和35年の国勢調査時に9,321人あった人口は平成27年時には3,887人になり、55年間に5,434人減少している。平成6年の県立五ヶ瀬中等教育学校開校時は一時的に人口推移が横ばいであったが、その後は緩やかな減少傾向にあり、高校生の遠隔地進学も含めて若者流出は継続している。この傾向は、将来的にもさらに進展すると考えられ高齢化が一層進展することが予想される。

これまでの55年間、旧過疎法等に基づいて、道路網の整備、農林業の振興、各種施設の整備など当町の活性化に積極的に取り組んできた。とりわけ町道は昭和45年当時改良率0%、舗装率0.4%であったが、現在、改良率は28.2%と低いものの、舗装率は90.6%にまで進んでいる。農道や林道についても同様に積極的な開設、改良が進められてきた。

農林業では、地域の特性にあった農産物を推奨し基盤整備事業の導入を行い基幹産業の振興を図っている。一方で、スキー場、Gパークの整備及び五ヶ瀬ワイナリーの建設等の大型プロジェクトの施策は、観光客、交流人口の増加をもたらし、地域住民の意識の変化に繋がり、貴重な観光資源となっている。

このような人口減少、少子高齢化の状況下、本町の過疎対策は極めて重要な課題である。課題解決の施策として、交通網・生活環境の整備、産業に繋がる基盤整備を行い、人口の定住化に努め、都市との交流、福祉の充実により安全で安心なまちづくりを積極的に推進し過疎対策に取り組むこととする。

ウ 五ヶ瀬町の社会経済的発展の方向の概要

中山間地にとって農林業後継者の確保、経営の安定は厳しく、併せて若者が安心して定着できる雇用の場である企業数も少ない状況にある。

本町における対応として「農山村」「過疎」といったマイナスイメージを逆手にとり、恵まれた自然環境を積極的に活用し総合的な基盤整備を進め五ヶ瀬ならではの活力あるまちづくりを推進する。

宮崎県の北西部で熊本県と隣接し「九州の中央部」に位置する当町は、物流の通過点としてではなく九州の中心地として地の利を活かし放射状に情報を発信することで人的交流や物流に様々な経済効果を生み出す可能性を秘めている。豊かな自然と温かい人間性を最大限に活用した活気あるまちづくりを図っていく。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本町の人口は、昭和33年の9,466人をピークに減少を続けているが、とりわけ5年毎の増減率で見ると昭和50年までは10%台の急激な減少率を示している。高度経済成長期が終わった昭和50年以降になると5%未満と緩やかな減少となりつつあったが、昭和60年から平成2年のバブル期にかけては再び減少率が上がった。平成7年の国勢調査においては、平成6年4月の宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校開校により総人口の減少率が下っている。また、それまで減少の一途をたどっていた15～29歳の人口が増加に転じていることは特徴的であるが、これは開校から3年間の一時的なものと推測され若者

の減少は、事実上歯止めがかかっていない。加えて、過疎が進展する中で高齢者人口の総数は増加し、高齢化の進行は極めて急激である。令和2年4月現在で、総数3,472人に対し65歳以上の高齢者人口は1,491人、高齢化率は42.9%に達している

表1-1 人口の推移

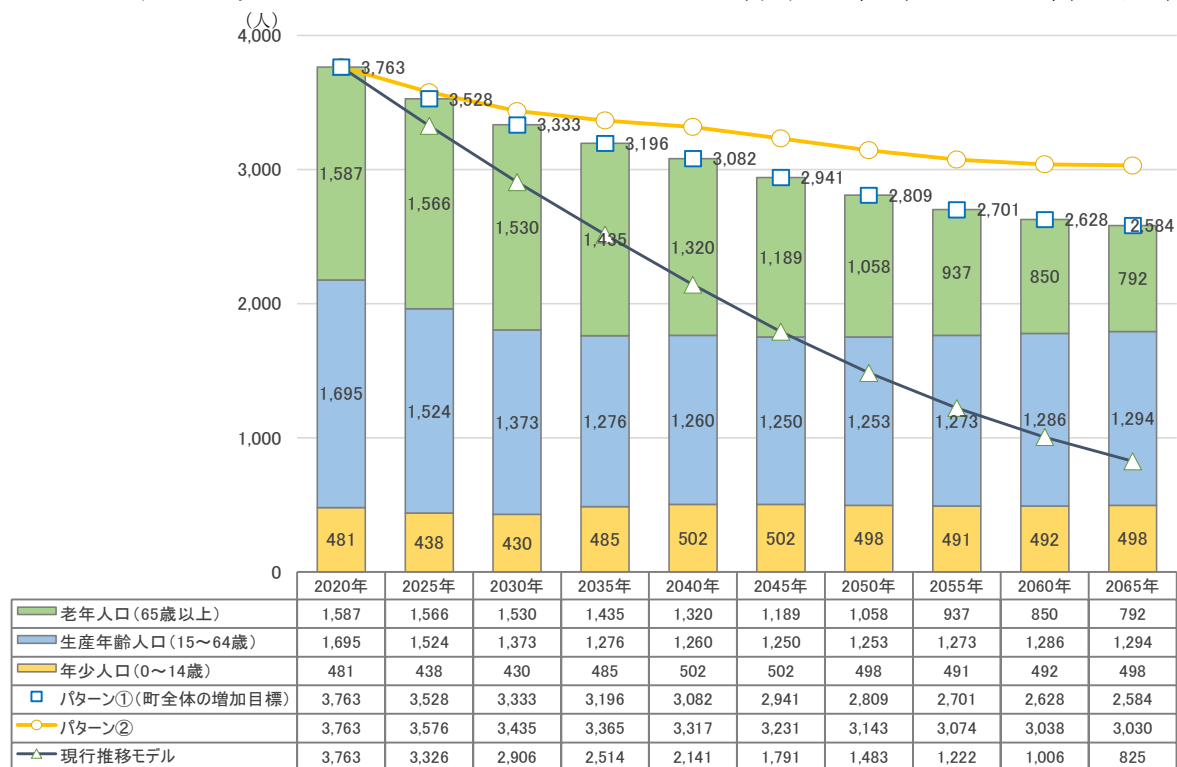
(資料：国勢調査)

区 分	昭 和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	9,321	6,347	△10.7	5,392	△7.2	5,265	△2.4	5,079	△3.5
0～14 歳	3,662	1,526	△27.3	1,079	△14.8	976	△9.5	898	△8.0
15～64 歳	5,015	4,027	△6.3	3,179	△10.6	2,954	△7.1	2,721	△7.9
うち 15～ 29 歳 a	1,848	1,113	△6.3	553	△23.8	605	9.4	593	△2.0
65 歳以上 b	644	794	12.6	1,131	14.8	1,335	18.0	1,460	9.4
a／総数 若年者比率	19.8	17.5	—	10.3	—	11.5	—	11.7	—
b／総数 高齢者比率	6.9	12.5	—	21.0	—	25.4	—	28.7	—

区 分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	4,812	△5.3	4,427	△8.0	3,887	△12.2	3,472	△10.7
0～14 歳	801	△10.8	669	△16.5	544	△18.7	454	△16.5
15～64 歳	2,465	△9.4	2,259	△8.4	1,882	△16.7	1,527	△18.9
うち 15～ 29 歳 a	522	△12.0	431	△12.0	353	△18.3	278	△26.3
65 歳以上 b	1,546	5.9	1,499	△3.0	1,461	△2.3	1,491	2.1
a／総数 若年者比率	10.8	—	9.7	—	9.1	—	8.0	—
b／総数 高齢者比率	32.1	—	33.9	—	37.6	—	42.9	—

表1-2 人口の見通し

(令和2年(2020年)時点)



※1 「パターン①」のグラフは棒グラフで表記し、年齢3区分別の人口を記載しています。

「パターン②」「現行推移モデル」は折れ線グラフで表記し、総人口のみを記載しています。

※2 上記グラフは令和2年時点の見込みであるため、「表1-1 人口の推移」における令和2年国勢調査の数値と異なります。

イ 産業の推移と動向

産業人口でみると、第1次産業は木材価格の低迷や農畜産物の価格不安定等により就業人口は年々減少傾向にある。基幹産業である農林業は経営の不安定等から、担い手不足という長年の大きな課題を抱えている。後継者である若者の町外への流出、離農さらには高齢者だけを残しての転出も見受けられる。昭和50年と令和2年の比較では、農家人口が75.1%、農業就業人口は68.9%の減少となっている。

第2次産業については、就業人口比率は増加傾向にあったものの、平成12年国勢調査以降、不況の影響等により減少傾向に転じている。経済不況を起因とする事業所の閉鎖等により、平成27年から令和2年の5年間で13.1%減少している。

第3次産業においては、医療・福祉産業の拡充などにより増加を示していたが、小売業では、近隣県への郊外型大型店舗の進出等による顧客の町外流出が進んでおり、対策を講じていく必要がある。

当町の自然条件を活かした農産物の生産のみならず、さらに付加価値をつけた6次産業化の推進や地域の特性を活かした交流人口の増加策など、町内の各産業の安定化に向けた取り組みが重要である。

表 1－3 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭 和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	4,264	3,217	△11.8	2,703	△11.2	2,717	0.5	2,447	△9.9
第 1 次産業 就業人口比率 %	3,261 76.5	2,083 64.7	△19.1 —	1,314 48.6	△25.8 —	1,146 42.2	△12.8 —	983 40.2	△14.2 —
第 2 次産業 就業人口比率 %	295 6.9	364 11.3	14.8 —	563 20.8	15.4 —	603 22.2	7.1 —	493 20.1	△18.2 —
第 3 次産業 就業人口比率 %	708 16.6	770 24.0	1.6 —	826 30.6	5.1 —	968 35.6	17.2 —	971 39.7	0.3 —

区 分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	2,313	△5.5	2,072	△10.4	1,982	△4.3	1,818	△8.3
第 1 次産業 就業人口比率 %	870 37.6	△11.5 —	770 37.2	△11.5 —	746 37.6	△3.1 —	648 35.6	△13.1 —
第 2 次産業 就業人口比率 %	460 19.9	△6.7 —	309 14.9	△32.8 —	290 14.6	△6.1 —	273 15.0	△5.9 —
第 3 次産業 就業人口比率 %	983 42.5	1.2 —	993 47.9	1.0 —	946 47.8	△4.7 —	897 49.3	△5.2 —

(3) 行財政の状況

ア 行政組織の状況

本町は、昭和31年8月に三ヶ所村と鞍岡村が合併し町制を施行した。役場本庁を三ヶ所村に置き、旧鞍岡村には鞍岡支所を設置し町政の執行にあたってきた。

町内には14の行政区を設け、行政区の代表として公民館長が存在し、各区は集落毎の組で構成され、公民館長と地区住民の間の取りまとめ役として組長を置いている。戦後の公民館活動は、社会団体の学習、話し合いを中心として民主主義の普及啓発に努め、住民が新しい生活を豊かに、また、新しいまちづくり活動に取り組むために古いしきたりや迷信等の打破に努めたとされているが、現在の行政区においては、事務連絡体制の意味合いが強く、公民館長は、行政と住民の意思を繋ぐパイプ役として重要な役割を担っている。

表 1－4 公民館組織数

令和 7 年 4 月 1 日現在

行政 区	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	計
組 織 数 (組)	15	8	17	14	7	10	6	6	6	13	18	4	5	4	133
世 帯 数 (戸)	179	86	154	121	71	86	48	34	52	88	91	24	33	37	1,104

(資料:総務課)

町行政機構は次の表のとおりである。行政改革の一環として平成 16 年 7 月から出先機関の鞍岡支所を廃止した。

保育所においては、園児数の減少により桑野内へき地保育所を平成 21 年度末で廃止し、また、保育サービスの拡充を図るため三ヶ所保育所、坂本保育所及び上組保育所を統合し、五ヶ瀬中央保育所を新たに開設した。

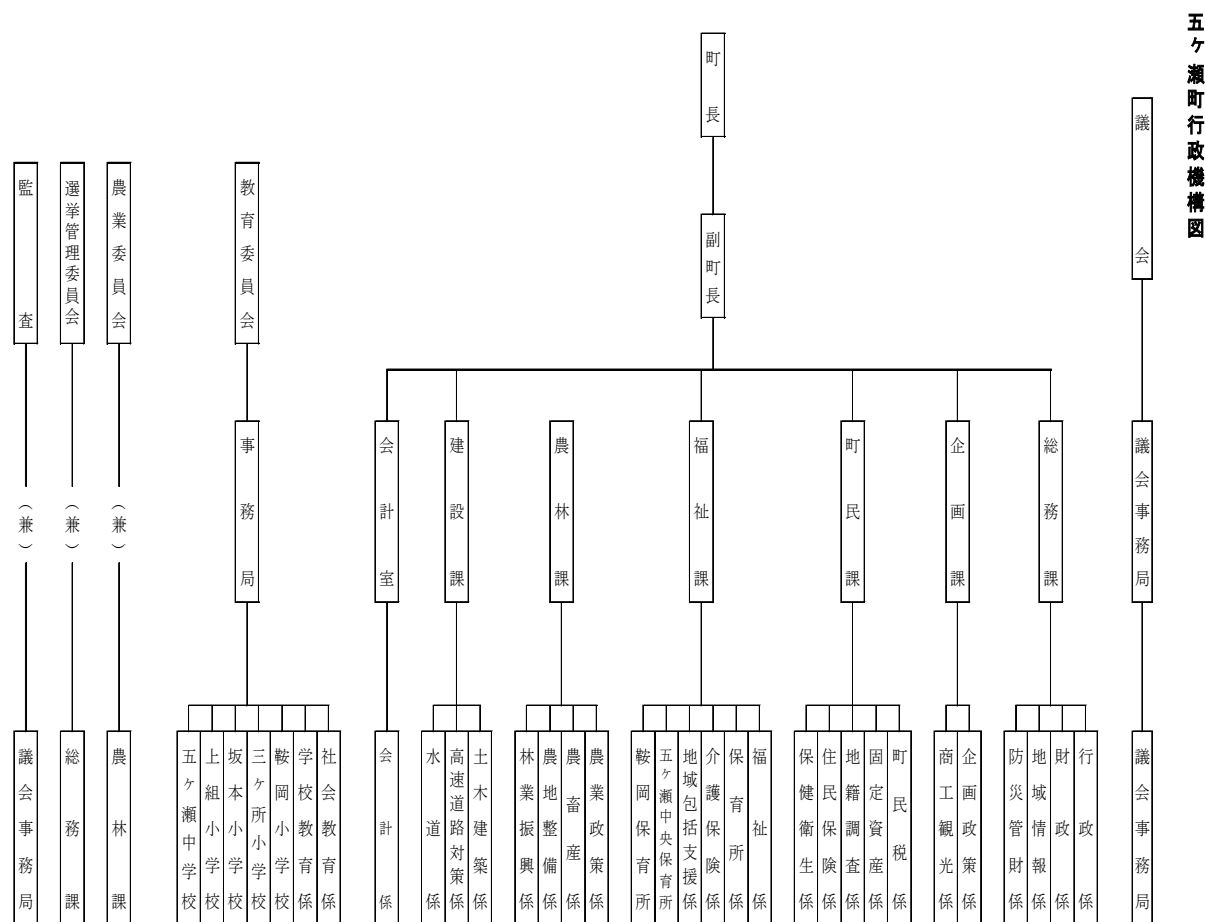
中学校においては、生徒の減少が著しいため、三ヶ所中学校と鞍岡中学校を統合し、平成 28 年度から五ヶ瀬中学校を開校した。

行政事務については、平成 2 年度に住所情報の窓口業務電算化の稼動を始めとして、その後、財務会計、総合健康管理等ほぼ全業務の電算化により情報ネットワークの整備を進め、データの共有化や事務処理の効率化、高度化を図り行政サービスの向上に努めているが、平成 29 年に民設による高速通信網が整備されたものの、一部の地域においてネットワーク環境整備が遅れている状況にある。

防災上では、平成 27 年度から西臼杵広域行政事務組合消防本部が運用を開始し、非常備消防地域の解消が図られた。昭和 58 年度に設置された防災行政無線は平成 11 年に更新し、緊急連絡時はもとより日常の行政連絡にも活用し大きな成果を上げており、令和 2 年度にはデジタル化の整備が完了し令和 3 年 4 月から町内全域において運用開始された。

表 1－5 行政機構図

令和 7 年 4 月 1 日現在



イ 財政状況

本町の財政状況を歳出決算額で比較すると、令和 5 年度決算額は、5,673,621 千円で令和 2 年度の 6,055,039 千円から 6.3% の減となっている。これは、令和 2 年度予算において役場新庁舎建設により普通建設事業費 2,296,051 千円の決算額であったことによる減額であるが、令和 5 年度決算においては、令和 4 年 9 月に襲来した台風 14 号の影響による災害復旧事業費 974,421 千円を含む投資的経費が増額し、平成 27 年度決算と比較すると大幅な増額となっている。ただし、社会資本の整備による普通建設事業費を含むその他の決算額は概ね横ばいで推移している。また、平成 9 年度において 70 億円以上あった地方債残高は、借入抑制に努めた結果 30 億円程度を推移する状況にあったものの、前述の役場新庁舎建設等により令和 5 年度決算では 4,253,660 千円の残高となり、実質公債費比率等の財政健全化の数値も大きく上昇した。

こうした財政状況を踏まえ、財政の健全性確保や財政構造の弾力性の保持を図り、計画的な施策の推進と行財政運営を行わなければならない。地方自治体

の施策は、地方分権の受け皿づくりから実践の時代へと移り変わり自治体の自主性が求められているが、将来に渡り適切な財政運営を行うためには、財源の確保はもとより、身の丈にあったまちづくりのスタイルが望ましい。事務事業評価を進め、無駄な投資を抑制しながら行政の効率化に努め、財政の健全化を目指さなければならない。

表 1－6 財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 2 7 年度	令和 2 年度	令和 5 年度
歳 入 総 額 A	4,189,872	6,287,703	5,969,374
一 般 財 源	2,606,883	2,755,420	2,990,034
国 庫 支 出 金	479,972	980,998	874,646
都道府県支出金	396,198	471,574	689,892
地 方 債	393,846	1,417,393	371,732
うち過疎対策事業債	246,300	126,200	207,400
そ の 他	312,973	662,318	1,043,070
歳 出 総 額 B	4,122,260	6,055,039	5,673,621
義 務 的 経 費	1,359,835	1,434,482	1,616,332
投 資 的 経 費	1,098,443	2,389,454	1,774,051
うち普通建設事業	1,040,272	2,296,051	799,630
そ の 他	1,663,982	2,231,103	2,283,238
過疎対策事業費	565,985	608,052	416,212
歳入歳出差引額 C (A－B)	67,612	232,664	295,753
翌年度へ繰越すべき財源 D	15,562	203,781	263,161
実質収支 C－D	52,050	28,883	32,592
財 政 力 指 数	0.119	0.150	0.150
公 債 費 負 担 比 率	13.1	12.1	13.3
実 質 公 債 費 比 率	3.6	5.4	8.7
起 債 制 限 比 率	—	—	—
経 常 収 支 比 率	81.5	89.0	91.6
将 来 負 担 比 率	—	—	—
地 方 債 現 在 高	2,928,218	4,139,676	4,253,660

(資料：総務課)

ウ 施設整備の状況

これまでの過疎法に基づく各種事業を展開してきたことにより、公共施設の整備は、著しく進展してきた。とりわけ町道においては、未舗装路線の編入が

あるものの、整備の進捗状況は顕著な伸びを示している。また、簡易水道の整備をはじめとする生活環境についても、今後計画的に整備していく必要がある。

表 1－7 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末	令和 5 年度末
市 町 村 道						
改 良 率 (%)	7.9	8.2	23.0	27.0	28.6	28.0
舗 装 率 (%)	35.0	78.6	84.6	86.6	89.0	90.1
農 道						
延 長 (m)	—	—	22,094	80,970	80,970	80,970
耕地 1 h a 当たり農道延長 (m)	146.5	146.9	93.4	104.6	110.3	113.9
林 道						
延 長 (m)	48,037	62,590	92,333	95,511	98,140	98,660
林野 1 h a 当たり林道延長 (m)	3.6	4.5	6.6	6.8	13.4	13.4
水 道 普 及 率 (%)	61.5	48.2	52.1	64.3	76.4	77.7
水 洗 化 率 (%)	—	—	52.4	73.5	77.2	75.7
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	6.5	9.6	10.2	12.0	14.7	16.0

(資料：建設課、農林課、町民課、町立病院)

※ 令和 5 年度末の市町村道における改良率の低下は、新規認定及び農林道等の編入によるもの。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町ではこれまでの過疎法の下に各種事業を取り入れ地域振興の施策を講じてきたところである。その結果、道路網の整備を始めとして多くの公共施設の整備が図られた。しかしながら、人口流出に歯止めはかかず、あわせて高齢化の進行、さらには地域経済の低迷など今後の課題は山積している。一方、近年中山間地域へは、食糧・木材の供給、国土保全の場としての役割はもとより、交通通信網の整備や人々の価値観の多様化を背景に、新しい役割を担う空間としての期待が高まっている。あわせて地域に残る美しい自然・空間、地域に伝わる伝統芸能の価値も見直されてきた。このような自然環境や文化といった地域資源を地域住民が効果的に活用し、経済的、精神的にも豊かな生活へとつなげていく。

本計画は、第 6 次五ヶ瀬町総合計画（令和 3 年度～令和 1 2 年度）の実施計画の一つと位置付け、同計画策定時に実施した町民アンケート調査等の住民のニーズを反映し、持続可能な地域社会の形成のため、生活基盤の整備に努めるととも

に、過疎地域持続的発展特別事業いわゆるソフト事業に対する過疎対策事業債を有効に活用し、地域資源等を活用した地域活力の更なる向上のため、次に掲げる視点に立って施策を講じていく。

ア 人材育成

新たな時代に即応できる豊かな人間性と実践力を持った人材を確保していくことは地域づくりやコミュニティ活動に関して重要な要素である。住民への自己啓発を促しながら、国内外で実施される各種研修への積極的な参加により、地域のリーダーを養成すべく人材育成を行っていく。

イ 都市との交流促進

都市住民との交流は過疎地域に新たな活力を生み出す原動力となる一要素である。交流がもたらす様々な情報は、住民にとって日々生活する場である地域の魅力の再発見に繋がる。美しい景観、豊かな自然、郷土に残る芸能は先人から守り伝えられた宝であり、次世代に受け継いでいかなければならない。都市住民にとっても自然の魅力や地域住民の温かい心に触れる機会は貴重であり、山村に対する理解の深まりが期待できる。

現在進めているグリーン・ツーリズムの取り組みや合宿誘致を引き続き推進し、地域経済への波及効果を見出していく。この取り組みにあっては、住民自身が積極的に地域のアピールを展開すべく、誇りを持てる地域づくりを展開していくことが重要である。

ウ 市町村間及び地域間の連携

国の国土形成計画により新たな広域圏のあり方が示されている。本町においては、経済圏域、医療圏域など周辺市町村との機能分担を考慮しつつ、定住自立圏及び広域行政について、連携を強化しながら自立を目指すことが必要である。従来のフォレストピア圏域である世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域活性化協議会、九州中央地域連携推進協議会及び北部広域行政事務組合等の広域組織において地域づくりを相互に検討し、一体的な広域圏形成を深めていく。

本町内においては、夕日の里づくりに取り組む桑野内地区、町の中核であり総合公園Gパークでの合宿等が盛んな三ヶ所地区、スキー場で賑わう鞍岡地区の3地区が連携し、総合的な効果を生み出すシステムを構築する。

エ 農林業の基盤整備及び所得の安定向上

生産農家の強化を図るために担い手対策や経営、生産対策を進めながら、地域の特性を活かした農林業の展開を図る。農林産物は国内のみならず海外諸地

域を含めた産地間競争が激化しており、あわせて消費者からのニーズも多様化しているため、地域の特性と自然条件を活かした付加価値の高い農林産物の生産を推進するとともに、地元産品を活用した新商品開発や6次産業化を目指す取り組みを支援し、木質バイオマスの有効活用等、新たな所得の確保に繋がる施策を講じ安定した農林業所得が得られる経営を目指す。

オ 高齢者にやさしい快適な環境の構築

若者の流出により本町では高齢者の力が農林業や郷土芸能の継承活動等に重要な役割を担っている状況にある。今後、高齢化が一層進行することが予測される中、高齢者が安心して生活できる環境の構築が重要である。「このまちでいつまでも自分らしく」を目標に、地域を担う一員として生きがいを持てる環境づくりを進めるとともに、保健、医療、福祉、介護の連携の下に高齢者の心身の状態に応じた的確なサービスが総合的かつ計画的に提供できる環境整備に努める。

カ 国土保全、環境保全及び循環型社会構築からの施策

森林や農地等有する水源の涵養や土砂の流出防止、大気の浄化、良質な緑の環境の提供などの公益的機能は、地域住民が農林業の営みを通じて営々と保たれてきた。しかしながら、過疎化、高齢化の進行による担い手不足が国土保全機能の低下を招くとして懸念される。国土保全や環境保全は国民の生活の安定を図る上で不可欠であるため、農林業従事者の所得安定に向けた取り組みと定住条件の整備を図ると共に、森林農地の管理システムを確立し国土・環境保全の維持に努める。

また、五ヶ瀬町の大部分を占める森林を活用した施策として、木質バイオマス導入の検討を進めると同時に、風力、水力、太陽光等の自然エネルギー活用の啓発を図り、循環型社会に向けた取り組みを推進する。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

五ヶ瀬町第6次総合計画において、「人と『ともに』 地域と『ともに』 自然と『ともに』～笑顔でつながるまち 五ヶ瀬～」を将来像として、これまで人・地域・自然が共存・共栄し営みを続けてきた本町にとって、これら3つの要素はどれも不可分であり、欠かすことができないものである。目指す将来像を実現するため、5つの基本目標を設定し、各分野の施策や事業を展開する。

第1に「安心で快適な暮らしを維持する」では、山間地に位置する本町において、生活基盤の維持・整備は不要不可欠であり、また、高齢化の急速な進行への対応や、若い世代・子育て世帯の定住促進という視点からも、快適かつ利便性の

高い生活環境の整備が重要となっており、住民が快適に暮らすことができる地域・環境を実現していくとともに、防災・防犯に向けた取り組みも推進していくことで、常に安心・安全に暮らすことができる生活基盤を確保していく。

第2に「魅力・活力を生み出す」では、本町には、釜炒り茶やしいたけ、ワインなど多くの特産品があり、農林業等と連携した6次産業化や、農産物のブランド化に力を入れている。また、五ヶ瀬ハイランドスキー場や五ヶ瀬ワイナリー、Gパークなど、いくつかの観光拠点を核とした地域ぐるみの観光振興にも取り組んできた。一方で、過疎化に伴う廃業や中心市街地の活力低下により、町内の雇用の場も失われ、さらに過疎化が進行するという悪循環が課題となっている。農林業が基幹産業であり、今後も本町の特性を活かした農林業や商業・観光振興を図っていくとともに、地域経済を維持していくため、地域内消費・生産の仕組みづくりや、雇用の場の確保に力を入れていく。

第3に「地域で支えあい、健康で生涯元気に暮らす」では、近年の少子・高齢化の進行や地域コミュニティのあり方の変化に伴い、多様な福祉ニーズの増加や、複合的な課題を抱える方への対応の充実が求められている。特に、急速な高齢化の進行により、保健・医療・福祉の分野を超えた連携の重要性が高まっている。保健・医療・福祉の充実により、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、かつ誰もが幸せに生活を送ることができるまちづくりを目指す。

第4に「豊かな人・心を育む」では、令和元年5月に制定した「五ヶ瀬教育ブランドビジョン」をもとに、幼児から高齢者までの幅広い世代の住民が、ともに生涯にわたって互いに関わり合いながら、学び合い続けることができるシステムの構築を進めている。学校教育においては、子どもたちがこの環境の中でいきいきと学び、五ヶ瀬の魅力を発見・創造する人材を育成することを目指す。また、社会教育やスポーツ、文化・芸術活動等を通して、日常の様々な場面において学びと体験を提供し、住民一人ひとりが心豊かに生きることができる環境を整備する。

第5に「持続可能なまちづくりを推進する」では、今後も進行すると考えられる少子高齢化・人口減少に対応すべく、持続可能な地域づくりという視点から、コミュニティのさらなる活性化を目指すとともに、協働のまちづくりをより効果的に進めていくため、行政は情報発信の強化をはじめとした、広報・広聴の充実を図る。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、毎年度、前年度に実施した事業のうち、過疎対策事業債を充てた事業について、所管課において評価を行い、議会へ報告する。

(7) 計画期間

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく持続的発展計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本町の建物系施設は、築60年を経過する施設が出始めており、今後施設を良好な状態で使用していくためには、適切な保全工事を実施する必要がある。また、バリアフリーへの対応や耐震基準などの安全性能の向上、省エネルギーへの対応などの環境性能の向上など、時代の変化に応じて施設に求められる機能が多く、大きな改修工事も必要になっている。

また、インフラ施設は、道路や橋梁、上下水道など生活に必要不可欠なものであり、安全性を確保するとともに安定的な供給が求められる。このため、老朽化が進んでいる部分の計画的な更新が必要となる。

今後、人口減少や少子高齢化が進行し、税収の減収や利用者の減少が予想される中、扶助費や生活関連の公共サービス需要の増加が見込まれる。

こうした状況に対応するためには、1つひとつの施設を長く大切に使う必要があり、計画的な予防保全の実施により「長寿命化」を図るとともに、機能が重複している施設や利用が低調な施設などを改めて検証し、「施設保有量の最適化」を進めていく必要がある。

また、施設は数十年にわたり利用することから、更新にあたっては長期的視点で政策判断が必要となり、将来世代に過度な負担を引き継がせないことも必要である。

町税等の減少、投資的経費の抑制など町の歳入・歳出構造が変化することが予想される中で、公共施設等への町民ニーズの量や質の変化を的確に捉え、必要となる公共施設等を将来に渡り維持するため、財源や既存の施設などの限られた経営資源を有効に活用して、安全安心な公共施設等を形成し、効率的・効果的な施設運営によって、持続可能な町民サービスの提供を図る必要がある。

「五ヶ瀬町公共施設等総合管理計画」は、本町の所有する各公共施設の管理に関する基本方針が記載されているものであり、本計画における各事業の対象となっている公共施設も記載されていることから、過疎対策事業債活用の前提としての本計画との整合性は取れているものである。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

少子化や転出超過などから人口が年々減少しており、今後のまちづくりにおいて人口減少問題への対策が喫緊の課題となっている。転出者の多くは、進学や町外企業への就職によるものであり、転出者数を抑制する必要があるものの、進学や就職等を抑制することは困難であることから、一度、町を離れた人が戻ってくるための支援や町外からの移住希望者を呼び込む施策の充実を図る必要がある。本町の魅力と暮らすための情報提供を強化し、転入者の増加につながる取り組み体制が急がれる。

また、観光振興を図りつつ交流人口の増加に繋げ、あわせて本町へ思いを寄せてくれる関係人口の創出にも取り組み、新たな人の流れを創り、移住・定住の促進に取り組む必要がある。

イ 地域間交流

近年、人々の価値観の変化に伴い都市部の人々のふるさと志向が高まり、あわせて環境及び健康志向が脚光を浴びており、農山村の豊かな自然の中での伝統文化や温かい人情、さらには農作業の体験を求める気運が高まっている。

宮之原地区では、昭和61年から県民生協との産直取引開始を機に生産者と消費者間での交流が始まった。その後、生協、JA及び町が整備した宿泊施設を拠点として田植えツアーや稲刈りツアーの交流体験など様々な事業を展開している。

大字桑野内地区では、平成5年に町が農林水産省の「グリーン・ツーリズムモデル整備構想等策定市町村」の指定を受けたことに伴い、中核拠点地域として事業展開を図ってきた。夕日の里づくりをキーワードにイベント時のみならず年間を通じて交流人口の増加に加え、地域住民に誇りと自信が芽生え地域の活性化に繋がっている。現在、地域内8軒が農家民泊を営業し、国内のみならず近隣アジア諸国から修学旅行、各種研修等の利用がある。

また、大字鞍岡地区においては、行政区の壁を越えて地域づくり協議会を設立し、集落支援や高齢者福祉活動を中心に、住民協働意識が高まっている。

今後も住民主導型のまちづくり意識の向上を図りつつ、経済への波及効果を生み出すシステムづくりが重要である。

総合公園Gパークにおいては、プロ、実業団や学生のスポーツクラブの合宿誘致を積極的に展開しており、合宿期間中には、地域の子供たちを対象にしたスポーツ教室の実施など、地域住民との交流を行ってきた。

ウ 人材育成

過疎化、高齢化現象の一途にある本町において、生きる喜びと誇りを持った人材の育成が最重要課題であるとの見解の下、新しい時代に即応できる豊かな人間性と積極的実践力をもった人材を育成することを目的として平成3年から人材育成事業を実施してきた。当制度を利用して各種研修に参加した者の多くは、それぞれの地域、職場でリーダーとしての役割を果たしている。平成23年度からの10年間で第3期五ヶ瀬町人材育成制度を施行し、地域づくりやコミュニティ活動のリーダーとなるべく人材の育成を推進してきた。地域リーダーの育成と併せて、地域活動の活性化を図る地域づくり支援事業に取り組み、本町の豊かな自然を活かした町づくりを引き続き展開していかなければならない。

(2) その対策

ア 移住・定住

地域との関わりを持つ人材を確保していくことが重要であることから、交流人口の増加及び関係人口の創出を図り、本町に対する愛着の醸成を促し、移住・定住希望者の増加につなげていくため、インターネット等を活用した情報の提供及び相談窓口の体制整備を図る。

また、地域おこし協力隊による町外からの人材の積極的な受け入れを行い、外部人材の移住・定住に努める。

【業績評価指標（KPI）】

指 標	現状値(R7年度)	目標値(R12年度)
子育て世代の移住・定住	1世帯/年 (R6)	2世帯/年

イ 地域間交流

各地域の取り組みとして、イベント等の積極的な導入により交流人口が増加し、効果として地域住民に誇りと自信が生まれ始めた。

今後、経済的な効果を見出していくには、通年型の交流を目指した素材の掘り起こしやメニュー化が必要である。時代のニーズを的確に捉え、環境・健康志向をターゲットとし地域の特性が生かされた五ヶ瀬ならではの交流事業を展開していかなければならない。

合宿誘致においても、宿泊施設の利用促進を図り、集客による経済波及効果や地域活性化に繋げるために、引き続き活動を展開する。

さらに、九州の中心という地の利を生かし、広域で展開する観光イベント等を積極的に推進する。

ウ 人材育成

人材育成については、ふるさとづくり基金を財源とし、引き続き町民及び出身者の国内外研修を支援し、時代を担う人材を育成する。

また、集落機能及び地域コミュニティを維持していくために、地域活動に多様な世代の参画を促し、地域課題を共有し、課題解決に取り組む中で担い手としての意識を高めていく。制度事業等を活用し、住民主体のアイデアを掘り起こし、担い手確保・育成に向けた地域づくりに取り組む。

(3) 計画

事業計画（令和８年度～１２年度）

持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主体	備 考
２ 移住・定住・地域間交流の促進、 人材育成	(1) 移住・定住	移住・定住住宅支援事業	五ヶ瀬町	
		移住体験住宅整備事業	五ヶ瀬町	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	移住・定住奨励金 【事業内容】 移住・定住の促進に対する経費 【事業の必要性】 永住の意思をもって本町に転入する者に対し、奨励金を交付することで移住・定住の促進を図る 【事業の効果】 移住・定住を促進し、地域の活性化が見込まれる	五ヶ瀬町	
	人材育成	人づくり支援事業 【事業内容】 人材育成に対する経費 【事業の必要性】 本町を担う優れた人材の育成を図る 【事業の効果】 自ら企画する視察研修や技術力向上への講習会への経費を補助することで、地域の活性化が見込まれる	五ヶ瀬町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

五ヶ瀬町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適正に実施する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林水産業

(イ) 農業

本町において農林業は基幹産業であり、就業人口の半数近くを占め、何らかの形で多くの住民が農業に関わっている。しかしながら、農地は急峻で規模も小さく、近年では高齢化、過疎化に伴い担い手不足による耕作放棄地の増加や離農が進み生産性、経済性が減退傾向にある。さらには、野生動物の保護が求められる一方、イノシシ、シカによる被害も深刻になっており、引き続き野生動物との共存を図る農村づくりや総合的な防除対策を講じなければならない。

一方では、専業農家の後継者によって、地域の特性を活かした野菜、畜産、茶などの規模拡大や洋花、ぶどう、夏秋いちご等の品目の導入、また、法人化に取り組むなどして経営の安定に努めている。近年では、資源循環型社会への移行が求められるようになり、環境保全に対する意識や、健康志向による有機農法に対する需要の高まりなど、生活環境や消費動向を踏まえながら地域の特性をさらに活かし農業の持続的発展を進める必要がある。

表 2-1 農家人口・農家数の推移

区 分	昭和 50 年	昭和 60 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
農家人口（人）	4,812	4,340	3,417	3,226	2,269	1,877	1,549	1,197
同増減率（％）	△11.1	△5.7	△12.1	△5.6	△29.7	△17.3	△17.5	△22.7
総人口との割合（％）	75.8	74.7	64.9	63.5	47.2	42.4	39.9	34.5
農家数（戸）	1,003	930	737	533	487	444	390	328
専業農家（戸）	136	123	104	93	83	125	134	91
兼業農家（戸）	867	807	633	440	404	319	256	237
第 1 種（戸）	404	235	139	146	139	91	66	43
第 2 種（戸）	368	459	301	258	301	228	190	194
農家数増減率（％）	△5.4	△3.4	△11.5	△27.6	△8.6	△8.8	△12.2	△15.9
農家 1 戸平均人口（人）	4.80	4.75	4.64	6.05	4.66	4.23	3.97	3.65

（資料：農業センサス）

※ 農家人口は、平成 12 年までは総農家による数値で、平成 17 年以降は販売農家による数値。専業農家、兼業農家（第 1 種、第 2 種）については、平成 7 年までは総農家による数値で、平成 12 年以降は販売農家による数値。

表 2－2 農家人口・農家数年齢別の推移

(単位：人、％)

区 分	昭和 50 年	昭和 60 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比
16 歳～29 歳	327 14.4	166 8.7	70 5.1	55 5.1	58 5.7	22 2.8	12 1.9	10 1.8
30 歳～59 歳	1,451 63.9	1,137 59.9	551 39.5	380 35.1	337 33.0	230 28.8	137 21.4	128 23.2
60 歳～64 歳	196 8.6	238 12.5	222 15.9	152 14.0	98 9.6	109 13.6	106 16.5	64 11.6
65 歳以上	296 13.1	359 18.9	551 39.5	496 45.8	529 51.7	437 54.8	386 60.2	349 63.4
合 計	2,270 100	1,900 100	1,394 100	1,083 100	1,022 100	798 100	641 100	551 100

(資料：農業センサス)

表 2－3 主な農産物の生産状況の推移

区 分	令和元年度生産実績		令和 5 年度生産実績	
	生産量	総生産額(千円)	生産量	総生産額(千円)
肉用牛（子牛）	444 頭	325,291	458 頭	226,044
肉用牛（成牛）	92 頭	40,115	94 頭	23,328
生しいたけ	26,075kg	20,229	25,377kg	22,349
乾燥しいたけ	21,022kg	76,575	22,366kg	97,292
米	9,779 袋	66,332	8,815 袋	56,323
さといも	41,669kg	3,125	30,534kg	2,604
きゅうり	136,527 kg	38,998	104,804kg	35,755
花卉	—	24,166	—	16,575
茶	75,553 kg	58,435	29,111kg	46,163
いんげん	15,270kg	15,859	6,585kg	7,303
なす	40,628 kg	11,400	17,500kg	4,699
たばこ	—	—	—	—
トマト	128,136 kg	33,883	86,265kg	31,912
ミニトマト	61,550 kg	38,469	49,134kg	37,592
ほうれんそう	7,094 kg	4,716	221kg	95
ピーマン	108,729kg	32,633	126,270kg	42,728
ぶどう	90,709 kg	34,309	91,178kg	34,309

(資料：農林課)

(イ) 林業

本町の森林面積は総面積の 88.1% を占め、森林資源に恵まれており、民有林面積の 63% はスギを主体とした人工林となっている。人工林は、35 年生以下の若い林分が 15% となっており、保育、間伐を適正に実施していくことが重要な課題となっている。標準伐期齢以上の林分も多いことから伐採跡地の植栽等の更新と優良苗木の供給体制の整備が必要である。

本町の森林は、急峻な地形が多い上に台風や豪雨に見舞われやすい気象条件下にあることから、林地崩壊等の災害を未然に防止する対策を講ずると共に、森林の公益的機能の発揮のために、地権者の森林管理意識の高揚も必要である。また、野生動物の保護が求められる一方、イノシシ、シカによる被害も深刻になっており、野生動物との共存を図る森林づくりや総合的な防除対策を引き続き講じなければならない。

特用林産物においては、椎茸生産が主であるが、高齢化、担い手不足で生産量も減少傾向にあるため、本町の品質の高い椎茸の生産技術を維持し、産地間競争に負けない産地としての施策を展開する必要がある。

五ヶ瀬町の森林は、五ヶ瀬川源流域としての役割もあり、単に林業経営の観点のみならず、環境に配慮した林業施策が求められる。

イ 地場産業

本町の地場産業は、焼酎製造をはじめとして地元の雇用に大きく貢献している。しかしながら、地域産業の活力低下に伴い、中小企業においては、規模の縮小や経営の断念を余儀なくされるケースも見受けられる。

雇用の場を確保し若年労働者を町内に残し、なおかつ地域活性化の活路を見出すためにも、現存する地場産業の存続を支援することはもちろん、地域資源と人材力を活かした新たな産業おこしを促進するなど、消費者ニーズや高度情報化社会に対応した戦略に取り組んでいく必要がある。

ウ 企業誘致

現在までに本町が誘致した企業は、昭和 50 年度に進出した被服縫製工場と平成 3 年度に誘致した自動車部品製造工場、平成 16 年度に進出した健康清涼飲料水製造工場の 3 社である。当時、雇用の場を創出し人口流出の歯止めに貢献してきたが、被服縫製工場は平成 11 年度に工場閉鎖、また自動車部品製造工場についても同年度末をもって町内工場を閉鎖し、町外工場に統合された。

また、中山間地に位置する本町の土地柄、大規模な企業の誘致の望みは薄く大量の労働力雇用の場の創出は厳しい状況にある。

しかしながら、雇用の場を確保し町の活性化を図るため、九州中央自動車道

の延伸を鑑み、五ヶ瀬町に興味を示す企業等に積極的にアピールしながら地域の特性にあった企業の誘致活動を展開していかなければならない。

エ 商業

本町では、人口減少に伴う購買力の減少に加え、近隣都市での郊外型大型店舗の進出や、情報の高速高度化に加え消費者意識の多様化により、消費者の町外流出を促す傾向にある。経営者の高齢化や後継者の不在による廃業も年々増えていることから、廃業に伴う空き店舗の活用や事業承継への対応が課題となっており、商店街の空洞化が進んでいる状況にある。高齢者をはじめとする地域住民の利便性の確保と地域社会を維持するため、地場産業、観光等との連携はもとより、五ヶ瀬町ならではの資源を活用したアイディアを地域主導により発掘し、商店街の活性化を推進していかなければならない。

表 2－4 卸売・小売業事業所数及び年間商品販売額の推移

区 分	平成 1 9 年	平成 2 4 年	平成 2 8 年	令和 3 年
卸売・小売業事業所数	48	45	36	33
年間商品販売額	2,435 百万円	1,925 百万円	2,241 百万円	2,035 百万円

(資料：経済センサス)

オ 観光及びレクリエーション

宮崎県の北の玄関口である本町は、特に熊本、福岡といった九州北部からの入り込み客が多い。しかしながら、阿蘇、高千穂といった一大観光地に挟まれた土地柄にあることに加え、交通網の整備に伴い日帰りでの観光客が多くなっており、観光客の宿泊数は伸び悩んでいる状況にあった。

そのような中、パンデミックと言われ世界的な流行となった新型コロナウイルス感染症の影響により、世界的、全国的に人の流れが止まり、令和 2 年は前年の総入込数の 44.9%となった。国をはじめとする各種施策により宿泊数の大幅な減少は防ぐことができたが、令和 5 年 5 月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが 5 類となるまで、以降 4 年間の観光における誘客は厳しい結果となった。更に、令和 4 年 9 月に発生した台風 14 号により、五ヶ瀬ハイランドスキー場への幹線道路が被災し、2023、2024 シーズンの 2 ヶ年閉鎖を余儀なくされ、本町の観光のみならず、産業、経済において大きな打撃となった。

本町観光の核となる五ヶ瀬ハイランドスキー場は、令和 6 年、幹線道路の仮復旧により 3 年ぶりに 2025 シーズンをオープン。今後は施設・設備等の更新を図るとともに、総合公園 G パークにおける実業団、大学、高校等のスポーツ

合宿誘致に加え、近年における「癒し」や「体験型」といった観光客のニーズを捉えた農家民泊と地域資源の連携等、着地型観光の確立を図る必要がある。

また、近隣の一大観光地に挟まれた条件を逆手に取り、九州新幹線や整備が進む九州中央自動車道の活用を見据え、令和３年に策定した地域活性化拠点エリア整備構想を中心に、外国人の誘客を含めた新たな観光地五ヶ瀬の姿を創造していかなければならない。

表２－５ 観光客入り込み数の推移（観光動向調査）（単位：人）

区 分	令和元年 構成比	令和２年 構成比	令和３年 構成比	令和４年 構成比	令和５年 構成比	令和６年 構成比
総入込数	474,386 100%	212,921 100%	283,744 100%	271,726 100%	319,332 100%	390,584 100%
宿泊数	16,069 3.4%	10,047 4.7%	10,963 3.9%	14,272 5.3%	17,460 5.5%	14,736 3.8%
日帰客	458,317 96.6%	202,874 95.3%	272,781 96.1%	257,454 94.7%	301,872 94.5%	375,848 96.2%

（資料：企画課）

表２－６ 五ヶ瀬ハイランドスキー場シーズン別入り込み数の推移（単位：人）

シーズン	入り込み数	シーズン	入り込み数	シーズン	入り込み数
1991 シーズン	41,745	2003 シーズン	74,774	2015 シーズン	43,555
1992 シーズン	71,122	2004 シーズン	70,861	2016 シーズン	32,404
1993 シーズン	79,111	2005 シーズン	台風災害の為閉鎖	2017 シーズン	31,847
1994 シーズン	91,816	2006 シーズン	47,846	2018 シーズン	31,888
1995 シーズン	88,182	2007 シーズン	51,961	2019 シーズン	25,715
1996 シーズン	87,476	2008 シーズン	53,267	2020 シーズン	21,442
1997 シーズン	70,779	2009 シーズン	40,123	2021 シーズン	16,463
1998 シーズン	49,953	2010 シーズン	37,700	2022 シーズン	24,756
1999 シーズン	45,702	2011 シーズン	35,265	2023 シーズン	台風災害の為閉鎖
2000 シーズン	45,816	2012 シーズン	35,533	2024 シーズン	台風災害の為閉鎖
2001 シーズン	51,110	2013 シーズン	36,533	2025 シーズン	
2002 シーズン	74,679	2014 シーズン	44,012		

（資料：企画課）

(2) その対策

ア 農林水産業

(イ) 農業

T P P 協定交渉をはじめとした農業のグローバル化の進展等により、農業を取り巻く環境は大きく変化している。近年の健康志向や食の安全に対する消費者の関心の高まりを捉えつつ、地域の特性を生かした収益性の高い作物の生産拡大や新規品目の導入を図るとともに、加工・販売までを一体的に取り組む6次産業化を推進し、地域の特徴を生かした作物の栽培や栽培技術向上のための支援による所得の向上を図る。また、観光との連携を含めた農業生産活動を推進し、農産物のみならず他の特産品を含め五ヶ瀬をまるごと売り出す戦略を導き出し、販路の拡大に努める。有害鳥獣対策については、宮崎県及び近隣町村と連携を図りながら、捕獲活動の確立と合わせて被害防止施設整備を進める。また、鳥獣被害に対する各集落の取り組みの支援等により、地域が一体となった鳥獣被害対策の推進を図る。

a 園芸作物

本町では、夏秋野菜、花卉を中心に冷涼な気候を活かし収益性の高い園芸作物が栽培されている。さらに安定した生産収益を目指すために、気象条件に左右されない栽培施設・機械施設の導入による効率化、規模拡大に努める。

b 特用作物

本町の茶業は重要基幹作物として確立しており、町の特産品である釜炒り茶は、全国的にも生産量が少なく、その希少価値は大きな武器である。釜炒り茶生産において、地域の特性を活かした良質茶生産に努め、五ヶ瀬みどりの銘柄のP Rと有利販売を展開する。

また、専業農家による規模拡大と防霜施設導入、優良品種の新植・改植を推進し、共同茶工場の再編と管理放棄茶園の受託管理体制を確立し茶業経営の安定を図る。

c 畜産

本町の畜産は、農業産出額の重要な位置を占めている基幹産業である。飼養者の高齢化や担い手不足等による労働力不足の解消と経営の効率化を図るために、畜舎施設や機械を整備し、経営規模拡大と低コスト生産に取り組む。環境対策として耕種部門との連携を図り、家畜排泄物の適正な管理と再資源化意識を含めた堆肥としての有効活用を促進する。また、口蹄疫等の疫病の発生に備え、感染の拡大を未然に防ぐ措置や危機管理体制の強化に努める。

d 果樹栽培

平成17年12月の五ヶ瀬ワイナリーの創業開始以来、その原料用となる

ぶどうの栽培を促進してきた。高品質で安定的な供給を行うため引き続き栽培技術の向上を図ると共に、農家の所得向上を目標として収量増加を目指す。

e その他

農家経営の安定を図るために、流通販路開拓等を含めた五ヶ瀬をまるごと売り出す戦略の確立を目指す。具体的には、過疎地域持続的発展特別事業を活用し、農産物のみならず特産品を含めた町内産物を売り出すために、全国へのPRと販売戦略を立てる団体を組織し、育成を図る。

農地保全については、農地の流動化を推進し耕作放棄地の解消を図る。また、対外的信用力の向上や農業経営管理の質的向上を図るために農業経営の法人化を推進すると共に、担い手の高齢化や後継者不足に対応するため、集落全体で農業生産や集落活性化に取り組む集落営農を推進する。

また、各生産者組織・農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関との連携のもと、農業生産基盤を整備し、収益性の高い農業経営の確立を図る。

【業績評価指標（KPI）】

指 標	現状値(R7年度)	目標値(R12年度)
認定新規就農者数（累計）	23人（R6）	25人
担い手への農地の集積（累計）	144ha（R6）	292ha

(イ) 林業

木材資源の効率的な循環・利用を重視した保育・間伐の実施や伐採跡地の植栽等による適正な施業の実施を図ると共に、水源涵養、山地災害防止、生活環境の保全に努める。また、林業事業体の育成強化を図り、保育、間伐及び伐採の森林管理を計画的に進める体制整備を推進する。

立地条件に応じて長伐期施業、育成複層林施業への誘導を図り、森林を健全な状態に育成し、循環させることで、質的な充実を図ると共に、保全体制の適正な運用などにより、重視すべき機能に応じた森林資源の整備及び保全を推進していく施策を講ずる。広義では、五ヶ瀬町の林業を森林資源と人間性回復の場としてイメージを転換し、循環型社会及び健康とリンクした取り組みを行う。

有害鳥獣対策については、宮崎県及び近隣の町村と連携をとりながら、捕獲活動の確立と被害防止施設整備を進める。また、鳥獣被害に対する各集落の取り組みの支援等により、地域が一体となった鳥獣被害対策の推進を図る。

特用林産物とりわけ椎茸の生産においては、近年の健康志向や食の安全に対する消費者の関心の高まりから、品質のさらなる向上及び高齢化に対応した栽培技術の導入や労力の軽減を図りつつ生産量を維持していく。

【業績評価指標（KPI）】

指 標	現状値(R7 年度)	目標値(R12 年度)
林業事業体の雇用者数（累計）	51 人（R6）	60 人

イ 地場産業

既存の地場産業の支援・育成を強化すると共に、環境や健康志向を捉えた新しい地場産業の育成を積極的に推進し、雇用の場の創出に努める。

ウ 企業誘致

新規に企業を誘致するためには、用地の確保等を含めた支援策が不可欠である。あわせて、高速通信網の整備による情報通信関連産業の誘致を検討するとともに誘致PR活動の展開と本町の環境に興味を示す企業についての情報収集を進める。

エ 商業

商工会とタイアップした様々な活性化対策を推進し、商工会青年部及び女性部の組織強化を図ることにより、商業の活性化を図りつつ、商店街の魅力の掘り起こし、各種情報誌、インターネットを活用した新たな戦略を検討する。あわせて、景観を活用した町並みの整備等を検討しながら五ヶ瀬にしかない商店街づくりを目指す。

【業績評価指標（KPI）】

指 標	現状値(R 7 年度)	目標値(R12 年度)
経営安定の支援件数	3 件/年	3 件/年
起業、開業等支援件数	1 件/年（R6）	2 件/年

オ 観光及びレクリエーション

九州全域に知名度がある五ヶ瀬ハイランドスキー場を観光の核として、総合公園Gパークでのプロ・実業団・学生等のスポーツ合宿誘致や、各種イベントの開催を通して観光業の発展を推進するとともに、交流人口の増加を目指した五ヶ瀬ブランドの浸透を図る。あわせて、近年の健康・環境志向とアジア地域の近隣諸外国をターゲットに農家民泊と自然環境を活用した新たな着地型観光を目指す。

また、集客エリアについては、九州新幹線の開通に伴い福岡を中心とした九州圏域から、広島及び関西圏域まで拡大を図るとともに、九州中央自動車道の開通を見据え、地域活性化拠点エリア整備構想を中心とした新たな誘客の形を目指す。

これらの対策を講ずるために、過疎地域持続的発展特別事業として、五ヶ瀬町PRビデオの制作やSNS等を活用した情報発信のほか、「癒し」や「体験型」といった観光客のニーズを捉えた総合公園Gパーク、農業体験、森林資源等の活用による宿泊客の定着を目指したモニター事業を企画する。

【業績評価指標（KPI）】

指 標	現状値(R7年度)	目標値(R12年度)
観光客数	年間 390,584 人(R6)	年間 530,000 人
観光キャンペーン	1 回/年 (R6)	5 回/年

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
3 産業の 振興	(1) 基盤整備 農業	農村地域防災減災事業 用水路整備 中村地区 L=130.0m 室野地区 L=150.0m	宮崎県	
		中山間地域農業農村総合整備事業 用水路整備 長原1地区 L=220.0m 長原2地区 L=1,648.0m 長迫地区 L=30.0m 坂本地区 L=240.0m 内の口揚向地区 L=220.0m 内の口笹原地区 L=41.0m 渡瀬地区 L=60.0m 折立・矢惣園地区 L=490.0m 丁字地区 L=266.0m 長崎地区 L=15.0m 道の上地区 L=500.0m 坂狩地区 L=3,000.0m 農業用排水路整備 揚地区 L=249.0m ほ場整備 A=2.38 ha	宮崎県	

		農業水路等長寿命化・防災減災事業 用水路整備 大石地区 L=903.0m 三ヶ所9期地区 L=500.0m 土生地区 L=300.0m 道の上2期地区 L=90.0m 小川地区 L=30.0m 御向地区 L=300.0m 農業用排水路整備 牧2地区 L=70.0m	五ヶ瀬町	
		県単農地集約化基盤整備事業 ほ場整備 戸川地区 A=1.1ha	五ヶ瀬町	
		日本型直接支払制度 中山間地域直接支払交付金 環境保全型農業直接支払交付金 多面的機能支払交付金	五ヶ瀬町 協業体	
	林業	県単事業 特用林産物生産施設整備 乾燥機、運搬車等	協業体	
	(3) 経営近代化施設 農業	防霜ファン設置・改修	協業体	
		野菜・花き生産機械導入	受益者	
		自給飼料生産用機械導入	協業体	
		畜舎・堆肥舎新築・増改築	受益者	
	林業	施設整備事業 特用林産生産施設整備	協業体	
	(9) 観光又はレク リエーション	森林公園整備事業 リフト施設整備 厨房機、その他機器類 ポンプ施設整備	五ヶ瀬町	

		ゲレンデ設備整備・更新 電気、照明設備等 造雪機設備整備・更新 管理道路整備 降雪機整備・更新 車輛整備・更新 レンタル用品購入等 スキーセンター・パーキングセンター施設整備 森林整体学習舎施設整備	五ヶ瀬町	
		温泉施設整備事業 源泉施設整備 風呂場改修整備 宿泊施設空調整備	五ヶ瀬町	
		林産物販売施設整備事業 販売施設改修・増築 厨房機器購入	五ヶ瀬町	
		ワイナリー整備事業 製造機器整備・更新 ワイナリー空調設備整備 農場用車輛更新	五ヶ瀬町	
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 観光	地域活性化拠点エリア整備構想事業 【事業内容】 移住・定住の促進に対する経費 【事業の必要性】 九州中央自動車道の延伸による恩恵を活用し、本町の拠点エリアとしての構想を図る 【事業の効果】 町民の豊かな経済活動の実現並びに交流人口の増加による地域の活性化が見込まれる	五ヶ瀬町	
		観光・特産品PR事業 【事業内容】 本町の観光及び特産品のPRに対する経費 【事業の必要性】 観光と特産品の振興を図るため、PR動画	観光協会	

		やSNSを活用し活性化を図る 【事業の効果】 観光振興による経済波及効果が見込まれ、地域の活性化及び移住・定住の促進につながる		
	その他	地域活性化包括連携事業 【事業内容】 地域資源を活用した魅力づくりに対する経費 【事業の必要性】 町内における地域の一層の活性化等を図る 【事業の効果】 本町の地域資源を活用した魅力と特色あるまちづくりを推進することで、地域の活性化が見込まれる	五ヶ瀬町	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
五ヶ瀬町全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う業種の内容
上記（２）及び（３）のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

五ヶ瀬町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適正に実施する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

近年、国内における情報化の進展は目覚ましく、インターネット環境、携帯電話、衛星放送及びメディアのデジタル化等が急速に普及する一方、高速通信網の立ち遅れや携帯電話の不通話区域等、都市部との情報通信格差の問題も発生している状況にある。本町においても例外ではなく地形的要因に起因する情報通信格差の解消は大きな課題の一つである。情報通信基盤の整備は、都市部との格差を是正するだけでなく生活の利便性の向上、防災、情報の受発信と地域の自立促進、さらにはICT企業等の誘致にも期待ができる。このことから、地上デジタル放送対策、携帯電話やブロードバンドのサービスエリアの拡大に努めなければならない。

地震や有事時などにおける全国瞬時警報システム（J－ALERT）は、平成30年度に新型受信機への更新を実施し、防災行政無線については、平成11年度に親局操作卓及び個別受信機の更新を行い、令和2年度にはデジタル化の整備が完了し、令和3年4月より町内全域運用開始された。

行政情報化については、ITコストの負担軽減を図りながら、町民の利便性の向上を図ることが課題である。

(2) その対策

情報通信基盤の整備は、生活の利便性の向上に大きく影響を与える。このため、民設民営による高速通信網の整備を図り、都市部との情報通信格差を解消する。また、情報交流が生活の一部として確立されつつある時代において、インターネットの普及は目覚ましい発展を続けており、情報を適切に活用できる人材を育成していくことも、町にとって有益であるため、積極的な普及活動と学校教育、社会教育での学習の機会を提供していく。

行政においては、共同利用による行政情報システムのコスト削減等について検討を進めるとともに、人材の育成、情報機器の整備、ネットワークの構築に努め、事務処理の効率化・高速化とサービスの向上さらには、ホームページの他にSNSや動画配信サイト等を活用した行政情報の発信を行うなど長期的視野に立ち情報化を推進していく。

【業績評価指標（KPI）】

指 標	現状値(R7年度)	目標値(R12年度)
情報化に関する講習会	2回/年 (R6)	3回/年

(3) 計画

事業計画（令和８年度～１２年度）

持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主体	備 考
４ 地域における情報化	(１) 電気通信施設 等情報化のための施設			
	その他の情報化の施設	辺地共聴施設の高度化支援事業	五ヶ瀬町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

五ヶ瀬町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適正に実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 国、県及び市町村道

中山間地にとって交通網の整備は、住民の日常生活、生産流通活動を支える基本的条件である。本町においては幹線道路として熊本市を起点とし同県宇城市を經由し延岡市に至る国道218号、小林市を起点とし熊本県阿蘇市に至る国道265号、熊本県阿蘇郡高森町を起点とし日向市に至る国道503号の3路線が町の東西南北に走っている。国道218号、265号については全線改良舗装され、町内の交通体系の骨格となって円滑な通行がなされている。国道503号については、谷下集落までの改良舗装が完成して沿線住民の通行時間が短縮されたが、諸塚村へ至る飯干峠までの区間が未整備のため、トンネル工事等を主体とした大きな改良整備の必要がある。

国道間を結ぶ県道は、主要地方道1路線、一般県道2路線の約30kmが走っている。改良率は主要地方道竹田五ヶ瀬線が68.2%、一般県道改良率が5.1%で今後も改良整備を促進していく必要がある。

国県道から分岐する町道は143路線、延長182.5kmで全体の舗装率は90.6%と進んでいるが、改良率を見ると28.2%と低く、町民の日常生活の向上や産業経済の活性化のためには、制度事業の導入など年次的に町の重点施策として整備していく必要がある。

表3-1 道路の整備

令和7年4月現在

区 分	実延長 A(m)	改良済		舗装済		備考
		延長 B(m)	比率 B/A(%)	延長 C(m)	比率 C/A(%)	
国 道	35,244.2	34,888.8	99.0	35,244.2	100	218号 8,225.3m 265号 13,803.0m 503号 13,215.9m
主 要 地方道	14,508.6	9,892.3	68.2	14,508.6	100	竹田五ヶ瀬線
一般県道	14,928.3	764.3	5.1	14,928.3	100	鞍岡赤谷線 10,238.3m 土生高千穂線 4,690.0m
町 道	182,538.1	51,522.5	28.2	165,430.0	90.6	143路線

(資料：道路施設現況調書(宮崎県)・建設課)

イ 農道

本町の農道は、山間部に開かれた棚田群を連絡する農道であるため急勾配で幅員も狭く未舗装の道路も多い。団地間を結ぶ幹線農道については制度事業で整備済みであるが、ほ場内の支線及び耕作道路については農業機械の導入や効率化の観点から緊急性が高いため、共同施工を含め事業の検討が必要である。

また、本町の農道は、末端が林道及び作業道に接続する形態が多く、一体的な整備が必要である。

表 3－2 農道整備の状況

令和 7 年 4 月現在

農道延長 (m)	耕地面積 (ha)	農道密度 (m/ha)
80,970	591	137.0

(資料：農林課)

ウ 林道

林道は、現在 27 路線、総延長 100.6km で舗装率 90.6%であり、生活路線としての役割を担っているが、急勾配で幅員も狭く、冬期の凍結や風化により落石や法面崩壊の恐れが生じている路線も多いため、計画的な改良工事が急務である。

表 3－3 林道整備の状況

令和 7 年 4 月現在

林道延長 W≥3.0m (m)	公道延長 W≥3.0m (m)	合 計 (m)	林内路網密度 (m/ha)
100,639.1	193,508.8	294,147.9	46.3

(資料：農林課)

エ 交通確保

かつて、町民の足としての役割を担っていた路線バスは、不採算路線として平成 13 年度に 5 系統の運行が廃止となった。その後、補助事業を活用し、廃止路線代替バスとしてバス事業者に運行委託を行ってきた。平成 19 年 10 月に国の規制緩和を利用し、五ヶ瀬町コミュニティバス「Gライン」の運行を開始し町立病院を起点とする 3 方向 6 系統で新たな町民の足として動き始めた。これまでの事業者による路線バスの運行路線に加え、集落内まで巡回する路線を設定したことで、多くの住民に利用されてきたが、近年は児童生徒の減少や高齢者の免許所有率の向上により、乗客者数が減少傾向にある。また、年間約 27,000 千円程度の運送欠損が発生しており、町民の足として長く運営していくため、運行経費及び運賃収入の検討が必要となってくると考えられる。

高千穂～五ヶ瀬間については、準生活交通路線バスとして、バス事業者に補助を行っている。

表 3－4 五ヶ瀬町コミュニティバス路線別乗客者数

路線名	平成 20 年度 (平成 20 年 4 月 ～21 年 3 月)	平成 27 年度 (平成 27 年 4 月 ～28 年 3 月)	令和 3 年度 (令和 2 年 4 月 ～ 3 年 3 月)	令和 6 年度 (令和 6 年 4 月 ～ 7 年 3 月)
坂 本 線	5,249 人	4,141 人	4,299 人	4,219 人
桑野内線	7,477 人	9,920 人	4,918 人	2,642 人
鞍 岡 線	15,113 人	4,481 人	8,911 人	8,150 人
合 計	27,839 人	18,542 人	18,128 人	15,011 人

(資料：企画課)

(2) その対策

ア 国・県及び市町村道

九州中央自動車道の全線開通に向け、関係機関と連携し建設促進を図りつつ、全線開通を見据えた国・県道の整備促進や町道改良を計画的に実施していく。特に、九州中央自動車道と接続する国道 5 0 3 号及び主要地方道竹田五ヶ瀬線については、生活環境・産業基盤の核となる路線であり、整備促進を図る。

【業績評価指標 (KPI)】

指 標	現状値(R 7 年度)	目標値(R12 年度)
町道の改良率	28.2% (R6)	30.0%

イ 農道

中山間地域総合整備事業等の制度事業を積極的に導入し、農道の整備を図る。

また、ほ場内の耕作道路においては、優先度及び必要度を見極めながら町単独事業を有効に活用し生コンクリート舗装を行い、作業の効率化と維持管理の軽減を図り農家の高齢化、担い手不足に対応する。集落間を結ぶ農道は、改良舗装工事を実施することにより、連絡道の機能充実に図る。

ウ 林道

林道は、効率的な森林施業や林業経営、森林の適正な維持管理に欠かすことの出来ない施設であり、森林の総合利用の促進、山村の生活環境の整備、地場産業の活性化に資することから、計画的な整備を促進する。開設については、林業経営者や森林管理者の利用促進、森林施業の効率的な実施に必要な路線を計画的に促進することとし、路線配置及び規格・構造について、重視すべき機能を踏まえた森林の区分に応じて計画する。

エ 交通確保

五ヶ瀬町コミュニティバスは、平成19年10月の運行開始以来、乗客数は減少傾向にあるものの、地域住民の重要な移動手段として利用されている。今後も、住民の移動を支えるために利用ニーズや利用実態などに応じて、経路やダイヤ、運行本数について見直しを行い、利便性の向上に努めるとともに効率的かつ効果的な運航を目指す。令和6年8月より、予約に応じて運行するデマンド型交通を導入し、今後も運行経費も含め、効率的かつ安定的な運営方法を検討し改善を目指していく。

【業績評価指標（KPI）】

指 標	現状値(R7年度)	目標値(R12年度)
コミュニティバスの効率的な運行	—	効率的な運行の方向性

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備 考
5 交通施設 の整備、交通 手段の確保	(1) 市町村道 道路	社会資本整備総合交付金 道路改良 廻渕・川曲線 川曲工区 L=433m W=5.0m 宮原・中山線 中山工区 L=600m W=5.0m 西・久保線 西工区 L=580m W=5.0m 立壁・高畑線 貫原工区 L=315m W=5.0m 深谷・笠部線 深谷工区 L=191m W=5.0m 小川線 広瀬工区 L=220m W=5.0m	五ヶ瀬町	
		地方創生道整備交付金 道路改良 舟の谷・奈良津線 奈良津工区 L=170m W=4.0m	五ヶ瀬町	

		白滝線 荒谷工区 $L=270m$ $W=4.0m$ 荻原・原線 荻原工区 $L=300m$ $W=4.0m$ 古戸野・上赤線 古戸野工区 $L=200m$ $W=4.0m$ 岩神線 岩神工区 $L=110m$ $W=4.0m$ 土生・上赤線 土生工区 $L=300m$ $W=4.0m$		
		舗装修繕事業 坂本・鞍岡線 $L=500m$ $W=4.0m$ 宮の原・兼ヶ瀬線 $L=200m$ $W=4.0m$ 芋の八重・一の瀬線 $L=1,000m$ $W=3.5m$ 古戸野・上赤線 $L=700m$ $W=3.5m$ 倉元・古賀線 $L=650m$ $W=3.5m$ 室野・越次線 $L=250m$ $W=4.0m$ 越次・馬見原線 $L=800m$ $W=4.0m$ 宮の原・下中村線 $L=200m$ $W=4.0m$ 谷下・舟の谷線 $L=500m$ $W=3.5m$ 本屋敷・波帰線 $L=500m$ $W=4.0m$ 本屋敷・国見線 $L=500m$ $W=4.0m$	五ヶ瀬町	
	(2) 農道	中山間地域農業農村総合整備事業 長原地区 $L=90.0m$ $W=3.0m$	宮崎県	

		内の口地区 L=380.0m W=3.0m 下赤地区 L=235.0m W=3.0m 下川地区 L=399.0m W=3.0m 丁字地区 L=1,178.0m W=3.0m 上の原地区 L=250.0m W=3.0m 下の原地区 L=9.1m W=3.0m		
		農地耕作条件改善事業 赤谷地区 L=350.0m W=3.0m 木合屋地区 L=250.0m W=3.0m 土生地区 L=200.0m W=3.0m	五ヶ瀬町	
	(3) 林道	林道開設 地方創生道整備推進交付金事業 岩神・大石線 L=1,800m W=5.0m	宮崎県	
		林道開設 栗の谷・花の群線 L=3,000m 林道改良 尾平線 L=100m 白滝線 L=200m 林道舗装 岩神・大石線 L=300m 大石越線 L=300m 内の口線 L=300m 尾平線 L=300m 戸根川線 L=300m 屋所線 L=2,000m 林道法面改良 荻原・波帰線 L=100m 榊形山本線 L=200m 大石越線 L=200m 橋りょう補修 内の口線（赤岩橋） L=18.0m 川曲線（川曲橋） L=5.0m 丹波山線（丹波山橋） L=8.0m	五ヶ瀬町	
	(6) 自動車等			

	自動車	コミュニティバス更新 15人乗り	五ヶ瀬町	
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	コミュニティバス運行事業 【事業内容】 町内3系統路線の運行に対する経費 【事業の必要性】 町民の交通手段を確保し、町民の福祉の増進と町の活性化を図る 【事業の効果】 交通手段の確保をすることで、地域コミュニティの充実と交通弱者の足が確保される	五ヶ瀬町	
		デマンド調査事業 【事業内容】 デマンド交通の活用調査に対する経費 【事業の必要性】 町内における交通の充実を図るため 【事業の効果】 デマンド交通の活用調査を実施することにより、交通弱者への対策につながる		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

五ヶ瀬町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適正に実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

本町は林野面積が88%を占める土地の中に小集落が点在している。そのため、大規模な公共水道施設はなく、小規模な5地区の簡易水道施設と戸別又は、数戸の共同による飲料水供給施設に依存してきた。これまで、水源の確保、水質・水量の維持確保において地域住民の労苦を必要としてきたが、近年では営農飲雑用水施設整備事業等の活用により、小規模の簡易水道施設を整備統合しながら、未給水地区の解消に努めてきた。

今後も令和4年3月に策定した「五ヶ瀬町新水道ビジョン」に基づき、簡易水道施設の安定的な運用を目指し、この事業において簡易水道施設の計画的な施設整備を図るとともに、健全で安定した事業実施に取り組む必要がある。

イ 一般廃棄物処理

本町の一般廃棄物処理は、西臼杵3町で構成する西臼杵広域行政事務組合で行っている。循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法、資源有効利用促進法と6つの個別リサイクル法（容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法）を遵守し、ごみの減量化、再資源化意識の向上に努めている。

現在ごみ処理広域化により、延岡市及び西臼杵3町の4市町で広域化が図られている。焼却施設としては、平成21年4月に延岡市新清掃工場が供用開始し、燃えるごみ及び可燃性粗大ごみを搬出している。資源化を行う施設としては、西臼杵衛生センター空き缶処理施設、その他のごみ処理施設に西臼杵衛生センターごみ処理中継施設がある。不燃残渣は、民間が運営する最終処分場に搬出し委託処理している。分別された資源ごみは、それぞれ搬出し再資源化されている。

今後も、各種リサイクル法にしたがって、さらにごみの減量化と廃棄物の適正な再生利用を推進していく必要がある。

ウ 生活排水処理

本町の生活排水処理は、中山間地に位置する地形や財政上の観点から、公共下水道や農集排施設等の集合排水処理施設ではなく、合併処理浄化槽の整備を進めてきた。国や県の補助事業を活用し、これまで積極的に推進してきた結果、令和7年3月末現在の処理人口は2,316人であり、本町の合併処理浄化槽による処理率は73.1%となっている。引き続き合併処理浄化槽設置の普及啓発と計画的な整備を推進する。一方で、既設置合併処理浄化槽の長期的な維

持管理や耐用年数の超過施設への対応が課題となっている。

エ 消防

平成27年4月から西臼杵広域行政事務組合消防本部が運用を開始し、非常備消防地域の解消が図られた。一方で、広い町土の中に集落が散在している本町の災害対策は、消防団を中心として警察・地元住民との連携により、日頃から住民の防災意識向上に努めてきた。特に予防消防においては、冬場の消防団員における火元点検、火災共済の推進及び地元住民との連携による夜警の実施等の地域主体の活動が展開されている。しかしながら、地理的に一旦火災が発生すると消火活動に時間を要することが多く、山間部という土地柄、水利の確保が困難なケースもしばしば見受けられる。あわせて過疎化の影響による若者の町外流出から団員の確保も今後の課題であるが、近年においては消防団OBを中心とした自主防災組織の発足も地区によっては見られ、自分達の地域は自分達の手で守るという意識が浸透してきている。

台風等による自然災害時には、いち早く避難場所を設け、高齢者世帯をはじめ住民に自主避難を呼びかけ、安全確保と不安解消に努めてきた。また、毎年危険箇所調査を実施し、住民に注意を促すと共に逐次防災関連工事を施工している。

救急業務は、西臼杵広域行政事務組合消防本部の運用が開始され、非常備の課題は解消された。しかしながら、各集落から病院への搬送における道路については未整備路線も多く、都市部病院への搬送時に重要となる高速道路と併せ、早急な整備が課題となっている。

表4-1 消防体制の状況

令和7年4月現在

組 織			施 設				
分団数	部数	団員数 (人)	消防自動車 (台)	小型ポンプ 積載車(台)	小型動力 ポンプ(台)	防火水槽	
						20 m ³ 級	40 m ³ 級
6	12	178	2	17	16	18	156

表4-2 消防団員定数の推移

年 度	昭和40年	昭和61年	平成10年	平成14年	平成27年	令和7年
団員定数	600人	450人	360人	320人	270人	200人
沿 革	2分団6部	6分団15部	6分団15部	6分団12部	6分団12部	6分団12部

(資料:総務課)

オ 公営住宅

本町の公営住宅は、昭和59年度の杉の谷団地（木造2階建て）10戸を始めに、昭和61年度に宮之原団地（木造）8戸を新設する一方で、老朽化した住宅は随時廃止する方針のもと、公営住宅の運営を行った。平成元年度には廻渕住宅1号棟（鉄筋コンクリート3階建て）12戸、平成3年度に廻渕住宅2号棟（鉄筋コンクリート3階建て）12戸、平成6年度に戸の口住宅（鉄筋コンクリート3階建て）6戸、平成8年度鞍岡地区にあけぼの住宅（木造平屋建て）6戸を建設している。また、平成11年度特定公共賃貸住宅戸の口住宅（鉄筋コンクリート3階建て）6戸、平成12年度室野団地6戸の建設以降、長い期間公営住宅の建設がなかったが、令和4年から令和6年にかけて広木野地区に一般住宅4戸（木造2階建て3戸、木造平屋建て1戸）を整備した。しかしながら、町民をはじめ各方面から公営住宅の整備におけるニーズは多く、今後とも計画的に住宅の整備を進める必要がある。

(2) その対策

ア 水道施設

各地域の実情と地理的条件を考慮しながら全般的に老朽化した簡易水道施設の改修を視野に入れた統合改修を進めると共に、未普及地域の施設整備を進めていく。住民の生活に欠くことのできない生活用水の衛生管理・安定供給を図るため、国庫補助事業等を活用し水道施設の整備を促進する。

【業績評価指標（KPI）】

指 標	現状値(R7年度)	目標値(R12年度)
水道普及率	71.1%	75.0%

イ 一般廃棄物処理

本町は、ごみを減らすためのRではじめる5つの行動「5R」を積極的、総合的に推進し、環境への負荷が少ない「循環型社会」の構築につなげる。

- ①拒 否 Refuse<リフューズ> 本当に必要なものだけを選択。
- ②発生抑制 Reduce<リデュース> 本当に必要なものを必要な量だけ選択。
- ③再 使 用 Reuse<リユース> 本当に大事なものは繰り返し長く扱う。
- ④修 理 Repair<リペア> 本当に大事なものは修理して大切に扱う。
- ⑤再生利用 Recycle<リサイクル> 資源の正しい分別が再生利用に有効。

他にも、ごみの分別に関する説明会の実施や、広報紙を活用した廃棄物の適正処理の啓発活動を行いながら、住民の理解と周知徹底に取り組む。

また、無許可で廃棄物の収集運搬業を行う違法業者の対策や不法投棄の抑制に努め、地球温暖化防止活動推進員と連携し、その他の資源循環に係る取組を

行い、環境にやさしいまちづくりに努める。

ウ 生活排水処理

生活環境の施策である「合併処理浄化槽設置の普及啓発」として、学習会や広報活動を行い、住民の生活排水対策に対する理解と自発的な取組を促す。国や県の補助制度を周知し、合併処理浄化槽設置の普及を図り生活排水処理率向上に努める。浄化槽設置者には、浄化槽の適切な維持管理（保守点検及び清掃、法定検査）の徹底について、適正使用の指導を実施する。さらには、老朽化する浄化槽の更新や空家に放置状態となった浄化槽についても検討を行う。水質の汚濁防止と豊かな自然環境を保持するため、町民と行政が一体となり公共用水域の河川浄化・水質保全に引き続き努めていく。

【業績評価指標（KPI）】

指 標	現状値(R 7 年度)	目標値(R12 年度)
生活排水処理率	73.1% (R6)	92.0%

エ 消防

西臼杵広域行政事務組合消防本部の運用開始に伴い、体制の整備は図られたものの、人口の過疎化と高齢化による消防団員確保の困難性や非常時の高齢者単身世帯の対応等、住民の不安が増してきている。地域住民の安心安全を確保するために、機能別消防団を含めた自主防災組織の必要性を啓発するとともに、組織化を前提とした防災士等のリーダーの養成及び活動環境の整備を図り、消防体制の効率化と各地域での自主防災組織の構築を進める。

台風等による大雨・地震等の自然災害に対応するため、急傾斜地の崩壊対策治山施設や砂防ダムの整備や河川改修等の対策を推進するとともに、町民に防災意識の啓発活動を実施し、防災ハザードマップの活用や緊急避難施設・場所の施設整備等を実施する。

【業績評価指標（KPI）】

指 標	現状値(R 7 年度)	目標値(R12 年度)
自主防災組織数・機能別消防団数	8 組織 (R6)	14 組織

オ 公営住宅

計画的な維持管理を行うためにも財源を確保し、快適な住環境を提供できるよう努め、耐用年数を経過した住宅については、建て替えや払い下げの検討を行い、過疎地域の振興を目的とした若者の定住促進、U I J ターンに対応し、空き家を含めた地域資源の有効活用を検討する。

定住化の促進を目指し、少子化対策や高齢者福祉対策に移住・定住対策を含

めた住民ニーズに対応した住環境整備、既存住宅の長寿命化に努めていく。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
6 生活環境 の整備	(1) 水道施設 簡易水道	中山間地域農業農村総合整備事業 第9区営農飲雑用水施設整備事業 笠部地区営農飲雑用水施設整備事業 坂本地区営農飲雑用水施設整備事業 本屋敷・波帰地区営農飲雑用水施設整備事業	宮崎県	
		簡易水道施設等整備事業 赤谷地区水道施設整備事業 坂本地区水道施設整備事業	五ヶ瀬町	
	(2) 下水道処理施設 その他	合併処理浄化槽設置事業 設置基数 35基	五ヶ瀬町	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	延岡市清掃工場施設強靱化及び長寿命化 整備事業	延岡市	
	し尿処理施設	西臼杵前処理施設（し尿処理施設） 更新事業	西 臼 杵 広域行政 事務組合	
	(5) 消防施設	中山間地域総合整備事業 防火水槽 3箇所	宮崎県	
		防火水槽新設・補修 軽四輪小型動力ポンプ積載車購入	五ヶ瀬町	
	(6) 公営住宅	戸の口団地 修繕および改修 廻渕住宅団地1号棟 修繕および改修 一般住宅整備	五ヶ瀬町	

		分譲住宅地 整備（桑野内・鞍岡）		
		民間賃貸住宅整備支援 3戸	民 間 事業者等	
	(8) その他	荒谷地区 急傾斜地崩壊対策事業 災害関連急傾斜地崩壊対策事業 木造住宅等耐震化支援事業	五ヶ瀬町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

五ヶ瀬町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適正に実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て支援

急速な少子化の進行は全国的に共通した課題となっており、五ヶ瀬町においても就学前児童数は年々減少している。そのような状況の中、子どもは本町の宝であることから、子育て支援を重要な施策として住民ニーズを反映し、2箇所の公立保育所を運営し、保育施設の整備及び入所年齢の拡充を図ってきた。

令和2年4月からは、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てを包括的に支援するマネジメントも担っている。

少子化にも歯止めがきかない状態であるが、多様化する子育て環境に対する支援策を模索し、保護者が安心して子育てと仕事の両立が可能となる子育て環境の充実を図り、効果的に保育サービスを提供していく必要がある。

表5-1 保育所入所状況

令和7年4月現在

保育所名	定員(人)	入所数(人)	
			うち3歳未満児数
五ヶ瀬中央保育所	110	64	30
鞍岡保育所	45	13	3
計	155	77	33

(資料：福祉課)

表5-2 出生数の推移

区分	昭和40年	昭和50年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
出生数(人)	148	93	14	11	16	11	9

(資料：町民課)

イ 高齢者福祉

本町における65歳以上の高齢者比率は人口減少などの社会的要因を背景とし年々増加傾向で推移しており、高齢化率は46.4%(令和7年4月1日現在)である。今後も、更なる高齢化の進行が想定される中、支援が必要とされるひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増えることが見込まれる。

住民の通いの場として平成29年9月に開設した「ふれあい施設」を皮切りに、高齢者の身近な社会参加の場である通いの場「居場所」は徐々に地域で増えており、高齢者の楽しみの一つとなっている。

今後も高齢者の実態や動向を的確に把握し、高齢者のニーズに対応した生きがいづくり対策や各種サービスの充実などに努め、高齢者が安心して暮らすことができる体制を強化する必要がある。

表 5－3 高齢者人口と高齢化率の推移

	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
総人口 (人)	5,808	5,392	5,265	5,079	4,808	4,427	3,887	3,472
65 歳以上人口 (人)	985	1,131	1,335	1,460	1,546	1,496	1,461	1,491
高齢化率 (%)	17.0	21.0	25.4	28.7	32.2	33.8	37.6	42.9
75 歳以上人口 (人)	388	455	537	632	851	953	910	827
後期高齢化率 (%)	6.7	8.4	10.2	12.4	17.7	21.5	23.4	23.8

(資料：国勢調査)

ウ 介護保険

本町の高齢化率は、現在 46% を超え、そのうち後期高齢者の占める割合が 55% を超えており、要介護認定率も 11.8% となるなど、平成 12 年度に始まった介護保険制度もしっかりと浸透し活用されている。

介護保険の基盤整備については、平成 14 年 4 月に 45 床の特別養護老人ホームごかせ荘、平成 15 年 4 月には町立病院に 30 床の介護療養病床を整備し、後に 18 床と変更、令和 6 年 4 月から西臼杵広域行政事務組合による運営となつてからも従来の病床数を維持してきた。施設に関して町内で十分に整備できているとは言えないにしても、生活圏内に位置する近隣町で有料老人ホーム等の居住系施設の整備もあり、充足されつつあると思われる。また在宅サービスでは、在宅介護支援センターを中心にサービス提供体制をとってきたが、平成 18 年度より地域包括支援センターを設置し、幅広く高齢者の支援にあたってきた。

これまで、宮崎県内でも低い介護保険料を維持してきたが、後期高齢者の増加や認定率の上昇等により介護給付費が大きく伸び、介護保険料の上昇を招いている。所得水準（年金受給額）が高くはない高齢者が多い中での保険料の負担増やサービス料の負担等、経済的な問題にも繋がっている。

また、現在第 10 期事業計画期に入っており、増加する 1 人暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加など、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む必要がある。介護保険サービスだけではなく、生活支援や地域での見守り等の体制を整備していく必要があるが、若年層の人口が少なく、かつ社会資源の少ない中で体制を整備していくことは大きな課題となっている。

表 5－4 介護保険の状況

令和 7 年 4 月現在

認定状況	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
人数	8	21	20	34	41	66	52	242

(資料：町民課)

エ 障がい者福祉

本町における身体障がい者（身体障害者手帳保持者）は令和 7 年 4 月現在 206 名であり、身体障がい者団体「交生会」の加入者においても高齢化が進んでいる。生活環境の観点では、町内の道路、公共施設を始めとする各種施設で依然として段差が多くバリアフリー対策が進んでいない状況にある。また、障がいのある方（身体、知的及び精神）やその保護者等が安心して地域社会の中で生活していくためには、住民意識の向上が不可欠であり、社会参画の基盤づくりが課題である。

オ 健康づくりの推進

本町では、これまで乳幼児から、成人、高齢者に至るまで全ての住民を対象に健康の保持増進のために保健事業を展開してきた。各種検診をはじめ、健康教室、母子保健活動等を実施してきたが、世代に応じた健康づくりの推進、生活習慣病の予防、認知症・寝たきり等の予防の必要性が増えているため、健康寿命の延伸という視点から、重症化予防・介護予防を重視した取り組みが求められている。

また、保健分野においては専門的知識を要することから、行政主体の保健事業形態になっており、限られた人員と予算において住民参加型の保健事業を模索していかなければならない。

表 5－5 年代別特定健康診査、がん検診受診状況

令和 6 年度

区 分	30代		40代		50代		60代		70歳以上		計	
	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率
特定健康診査	—	—	13	24.5	36	41.9	122	52.1	141	58.3	615	50.7
胃がん検診	—	—	10	3.4	21	5.9	57	10.5	98	8.0	186	7.7
子宮がん検診 ※30代に20代含む	18	13.3	19	6.4	19	5.4	58	10.7	53	4.3	167	6.6
大腸がん検診 (便潜血検査)	—	—	30	10.1	58	16.4	166	30.6	407	33.4	661	27.4
乳がん検診	16	20.5	32	10.8	24	6.8	68	12.5	46	3.8	186	7.5

(資料：町民課)

(2) その対策

ア 子育て支援

少子化の一つの原因として、女性の社会参画の機会の増加という矛盾が生じていると言われているが、子育ての世代の家庭における教育費を含む養育費の負担増加もその一因であると思われる。子育て支援策の基本的な方向性と主要施策を示す「五ヶ瀬町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種施策を推進し、子育て環境の整備を進めながら、保育所と子育て支援センターとの連携を深め、一体となった育児教室、育児相談等の実施により、子育て支援の環境整備を目指す。加えて、子どもの健康維持と子育て世帯の医療費負担の軽減策として乳幼児の健康診査事業等と連携しながら、こども医療費助成の拡充を図っていく。これら子育て支援センターの運営及び医療費助成の拡充については、子育て支援事業として過疎地域持続的発展特別事業を活用する。

【業績評価指標（KPI）】

指 標	現状値(R 7 年度)	目標値(R12 年度)
婚姻数	5 組/年 (R6)	8 組/年
出生数	9 人/年 (R6)	15 人/年
子どもの遊び場環境の整備	0 箇所 (R6)	1 箇所

イ 高齢者福祉

五ヶ瀬町の人口の4割を占める高齢者が、熟練した知識を社会生活の中で活かし、地域を担う一員として活動することは意義深いことである。世代間の交流活動の中で、その機会を得ることが生きがいとなり、健康的に生活できることに繋がる。高齢者クラブ連合会を中心に、高齢者福祉大学等の社会福祉活動やボランティア活動を活性化し、元気な高齢者のネットワークを広げ、このまちでいつまでも自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の深化・推進を図る。同時に、シルバー人材センターへの登録高齢者数を増やし、有償ボランティアとして高齢者自身もサービス提供の貴重な人材となるよう取り組む。

【業績評価指標（KPI）】

指 標	現状値(R 7 年度)	目標値(R12 年度)
居場所の新規開設（累計）	1 2 箇所 (R6)	1 5 箇所
認知症サポーター養成講座の充実	3 回/年	3 回/年
認知症サポーター養成講座受講者数	9 6 0 人 (R6)	9 8 0 人
ステップアップ講座の充実	1 回/年	3 回/年
移動支援の整備	一部実施	全域
シルバー人材センター登録者（累計）	30 人 (R6)	35 人

ウ 介護保険

住民ニーズにあったサービス基盤を整備することはもちろん、介護予防という視点が重要となってくることから、居場所等で身体機能の向上を目指した介護予防教室に取り組んでもらえる介護予防サポーターを養成する。介護保険だけではなく、健康増進のための早くからの取り組みや障害福祉との連携、また生活困窮者等関係機関が連携し効率よく業務を推進することを基本とし、早目の対策に繋げるとともに総合的なサービス提供を行う。

また、介護を要する高齢者については、その状態の維持・改善に向け、介護支援専門員や介護保険事業所のスキルアップにより、自立支援に資する支援に繋がられるよう支援していく。

【業績評価指標（KPI）】

指 標	現状値(R 7 年度)	目標値(R12 年度)
要介護認定率	11.6% (R6)	15.5%
介護予防サポーターの養成（累計）	26人 (R6)	28人

エ 障がい者福祉

「障がいのある方が住みやすい町はすべての住民にとって住みやすい町である」という理念の下に、誰もが安心して暮らせる地域づくりが必要と思われる。具体的には道路や建物の段差解消、トイレの改善等バリアフリー化を推進する。特に公共施設にあっては、関係主管部局と協議を進め、逐次改善を進める。

障がいのある方（身体、知的及び精神）やその保護者等にとっては、共に生活する地域住民の障がい者福祉に対する理解を深めることが重要であり、全ての住民が助け合うという互助精神を醸成する。

オ 健康づくりの推進

乳幼児期から高齢者まで各世代に応じた健康づくり施策が求められる今日において、「自分の健康は自分で守る」をキーワードに住民が元気でいきいきと暮らせるよう、特定健診をはじめ、後期高齢者健診及び各種健診事業を推進するとともに、生涯にわたるライフステージに対応した健康管理体制の確立が重要である。疾病の早期発見・治療につなげ生活習慣を見直す契機とするために住民に対して各種検診受診を勧め、検診内容の充実を図ると共に、生活習慣病を中心とした疾病予防のための健康教室・健康相談を実施する。健康づくりを総合的なまちづくりの様々な施策にも反映させ、幅広い対応を図っていく。

健康な住民が増えることにより、医療費抑制へと繋がることが期待され、保健・医療・福祉が更に連携を深め活動を展開することはもちろん、住民主導の健康づくりを浸透するために地域内の人材育成を含めた保健活動を実施する。

【業績評価指標（KPI）】

指 標	現状値(R 7 年度)	目標値(R12 年度)
特定健診の受診率	50.7% (R6)	65.0%
特定保健指導受診率	79.3% (R6)	70.0%

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9) その他	子育て支援センター運営 こども医療費の助成（0歳から中学生） 子ども家庭センター運営 人工血液透析患者通院費助成事業 障がい者住宅改造助成事業 生活支援ハウス（ぬくもり）運営 緊急通報システム設置事業 敬老会助成事業 百歳以上長寿祝記念品支給事業 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護 高齢者等の見守りを兼ねた配食サービス シニアカー等購入助成 子育て包括支援センター運営 特定健診・特定保健指導 健康増進事業 予防事業 予防接種事業 母子保健事業 産後ケア事業 妊婦歯科健診事業 未熟児養育医療 乳歯虫歯予防事業 産婦健診 妊婦健診交通費助成 不妊治療情勢 新生児聴覚検査助成 延岡市夜間急病センター運営負担金	五ヶ瀬町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

五ヶ瀬町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適正に実施する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

人口減少、高齢化の進展や医療の高度化に伴い、病院（病床・外来）機能及び医療資源の効率的活用が求められている。本町の医療施設は、西臼杵三町の公的医療機関を経営統合し、令和6年4月より西臼杵広域行政事務組合による五ヶ瀬町国民健康保険として新たな医療体制を構築した。常勤及び非常勤医師は、従来どおり熊本大学大学院生命科学研究部と高千穂町国民健康保険病院から派遣を受け、一般病床32床、介護医療院18床の医療体制を維持している。

また、行政と連携した公衆衛生事業の実施、救急病院の指定を受けた地域の二次救急は継続、三次救急は延岡市や熊本県の高次医療病院と連携している。

平成16年以降、卒後臨床研修が開始されたことに加え、大学の組織も独立行政法人化され、各医局単位での医師確保は困難になっており、医師の慢性的不足及び継続的確保、メディカル・スタッフの安定確保は、広域行政事務組合となった現在も中長期的な課題として上げられる。また、病院施設は平成10年の建築後27年が経過し、施設整備に係る維持改修経費の増加に直面しており、計画的な対応が求められている。

今後は、地域医療構想に基づいた病床機能の再編・転換を進め、近隣の医療機関との更なる連携の取り組みが重要であり、人口減少社会の中で、一層の経営の健全化を図りながら町内唯一の医療機関として町民の安全安心を支えることが必要である。

表6-1 医療機関の状況

令和7年4月現在

施設名	開設者	診療科目	医師数	病床数
五ヶ瀬町国民健康保険病院	西臼杵広域 行政事務組合	内科 消化器科 外科 整形外科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科	常勤2名	一般32床 介護医療院 18床

(資料:病院)

(2) その対策

医師の確保については、従来の大学医局のみならず、民間を通じて幅広く対策を講じていく。専門医については過疎地域持続的発展特別事業を活用することで他病院からの派遣を受け医療体制の確保に努める。また、医師及び薬剤師の確保

にも同事業を活用して修学資金貸与制度を創設し人材の安定確保を目指す。

施設改修や医療機器整備についても優先順位を見極めながら計画的な整備推進を図り、老朽化した医師住宅についてもニーズに合った単身用のコンパクト住宅の整備を行い、研修医の受け入れから積極的に行うことで将来を見通した医師の確保につなげていく。

令和6年4月より西臼杵広域行政事務組合における運営となったことから、これまでの施策方針を踏襲しつつ、西臼杵三町の連携による慢性的な医師不足解消や経営の改善を図り、安心した医療体制づくりと経営効率化の構築が期待される。

【業績評価指標（KPI）】

指 標	現状値(R7年度)	目標値(R12年度)
西臼杵地域完結型医療機能を確立するための病床機能転換再編	急性期一般病床32床	急性期一般病床32床
	介護医療院 18床	介護医療院 18床

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
8 医療の 確保	(1) 診療施設 病院	西臼杵医療センター運営費負担金 3 公立病院運営費負担金	西臼杵 医療 センター	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

五ヶ瀬町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適正に実施する。

9 教育の振興

(1) 現状と問題点

ア 学校教育

本町が設置する教育機関は、小学校4校、中学校1校で、いずれも小規模である。各学校とも児童生徒の減少が著しく、平成28年度から中学校2校を1校に統合した。教育の取り組みについては、平成30年度に改定した「五ヶ瀬教育グランドビジョン」を通して、幼児から高齢者までが生涯にわたり互いに関わり合いながら学び続けることのできる地域創造・循環型の教育システムを構築することで、五ヶ瀬で生まれ、育ち、生き、五ヶ瀬を創造する人づくりに取り組んできた。今後も児童生徒の減少に応じた教職員の再配分や五ヶ瀬教育グランドビジョンの更なる推進による、学習環境の充実と学校運営を確立していく必要がある。教育環境において、学校施設の耐震化は完了し計画的に整備を行っているが、建築後30年を経過し老朽化が進んでいる学校については、長寿命化計画を基にした長期的な整備を行う必要がある。

中学校統合に伴う生徒の通学手段については、当面、既存のスクールバスと町営の路線バスを利用することになるが、今後はスクールバスの更新も含めた対策を進めなければならない。

教職員住宅については、老朽化した住宅の改修も含め、計画的に整備を図る必要がある。

情報教育環境については、国が進める GIGA スクール構想事業を活用し、令和2年度に児童生徒1人1台の端末整備と各学校のw i - f i 環境整備を行い、教育 ICT 環境の整備を実施した。

表7-1 児童生徒数の推移

学校名	平成22年		平成27年		令和2年		令和7年	
	学級数 (学級)	児童生徒数 (人)	学級数 (学級)	児童生徒数 (人)	学級数 (学級)	児童生徒数 (人)	学級数 (学級)	児童生徒数 (人)
鞍岡小	7(特1)	53	4	30	7(特1)	41	6	29
三ヶ所小	6	106	6	72	7(特1)	59	6	50
坂本小	4	43	4	34	6	34	6	25
上組小	7(特1)	54	4(特1)	37	5(特1)	15	6(特1)	12
桑野内小	平成16年3月閉校							
小学校計	24	256	18	173	25	149	24	116
鞍岡中	4(特1)	33	3	20	平成28年3月閉校			
五ヶ瀬中	4(特1)	87	3	83	4(特1)	65	5(特2)	56
中学校計	8	120	6	103	4	65	5	56

表 7－2 学校施設の状況

令和 7 年 4 月現在

学校名	校 舎				屋内運動場			危険校舎		プール (㎡)
	木造 (㎡)	建設 年度	非木造 (㎡)	建設 年度	木造 (㎡)	非木造 (㎡)	建設 年度	面積 (㎡)	割合 (%)	
鞆岡小	42	H1	1,611	S55	—	796	S56	—	—	230
三ヶ所小	36	S50	1,556	S51	—	762	S57	—	—	200
坂本小	55	H2	1,670	H2	—	823	S59	—	—	200
上組小	495	H10	791	S53	—	812	S62	—	—	200
小学校計	628	—	5,628	—	—	3,193	—	—	—	830
五ヶ瀬中	—	—	2,163	S58	—	1,028	S58	—	—	325
中学校計	—	—	2,163	—	—	1,028	—	—	—	325

(資料：教育委員会)

イ 社会教育

社会の成熟化に伴い、町民の生涯学習に対する関心の高まりから、これまで、青少年から高齢者までを対象とした教室、講座の開設や文化教育関係団体の育成を図ってきたが、高齢化や社会生活の多様化が進展してきたことに伴い、参加者の固定化や自主的取り組みに乏しいことなどの課題がある。公民館組織、青年団組織、PTA・教育振興会等との連携・協調を積極的に推進するとともに、自主的に活動を展開できるよう、それぞれの分野でのリーダー育成と組織体制づくり、多くの住民が楽しみながら参加できる事業の考案が必要である。

また、本町では地域コミュニティから文化施策に至るまで、行政区が中心となって活動を展開しており、活動拠点としての集会施設は比較的順調に整備されてきた。しかしながら、建築後数十年を経過し、老朽化している施設も見受けられ、本来の施設機能を回復し再活用を図るための補修や改築が必要となってきた。平成 9 年五ヶ瀬町総合公園 G パークが整備され、スポーツ・文化の振興が図られたが、五ヶ瀬ドームの結露対策やスポーツ広場の照明 LED 化、芝の張替など大規模な改修が必要となっており、今後も有効利用施策と維持管理の充実が課題となっている。特に、図書館は社会教育を担う施設であるが、本町の図書室は五ヶ瀬町町民センターの一角に設置されており、移動図書カーは設置されたものの、図書館としての機能が十分でないことから、図書館機能の充実を図る必要がある。

表 7－3 施設の状況

令和 7 年 4 月現在

施 設 名	建設年度	利用区域	面積 (㎡)	利用戸数
鞍岡地区公民館	S47	鞍岡全域	482	325
五ヶ瀬町町民センター	S52・53	町内全域	1,381	1,132
桑野内生活改善センター	S52	7 区	196	48
廻渕生活改善センター	S53	4 区	168	121
上組生活改善センター	S53	6 区	168	86
9 区生活改善センター	S54	9 区	172	52
1 3 区生活改善センター	S54	1 3 区	165	33
波帰生活改善センター	S54	波帰	242	37
舟の谷生活改善センター	S55	尾原・奈良津	80	16
宮之原生活改善センター	S55	2 区	180	84
下組生活改善センター	S55	8 区	168	34
室野集会センター	S56	5 区	200	71
内の口生活改善センター	S57	内の口	161	28
1 4 区生活改善センター	S58	1 4 区	100	37
桑野内交流センター	S61	桑野内全域	490	168
1 2 区集落センター	S61	1 2 区	123	24
1 1 区集落センター	S62	1 1 区	275	91
鞍岡地区複合型交流体育施設	S61	鞍岡全域	760	325
広木野地区多目的集会施設	H 元	広木野	123	37
長迫地区集会施設	H3	長迫	113	15
兼ヶ瀬地区山村活性化支援センター	H6	兼ヶ瀬	130	28
鞍岡地区複合型交流施設	H8	鞍岡全域	893	325
G パークスポーツ広場	H8・9	町内全域	14,704	1,132
G パーク陸上競技場	H10	町内全域	25.121	1,132
馬場地区体験交流施設	H11	馬場	85	6
G パーク五ヶ瀬ドーム	H12	町内全域	2,306	1,132

(2) その対策

ア 学校教育

「五ヶ瀬で生まれ、育ち、生き、五ヶ瀬を創造する人づくり」を目標に、小規模校の特性を活かした教育と魅力的な教育環境づくりを行い、「五ヶ瀬教育グランドビジョン」を推進し、学校教育にとどまらず、町全体が結びつきをさらに強め、幼児から高齢者までが生涯にわたって互いに関わり合いながら学び

続けることのできる地域創造・循環型教育システムの推進に努める。

老朽化した小学校施設の改修をはじめ、体育館を含む全学校教育施設のLED化を計画的に実施し、児童生徒がより良い環境の中で教育を受けることができるよう、教育環境の整備を行う。

【業績評価指標（KPI）】

指 標	現状値(R 7 年度)	目標値(R12 年度)
「全国学力・学習状況調査」「みやぎ小中学校学力調査」における全国比・県平均値との比較	小学6年生 +5.9 点 (R 6)	小学6年生 +10 点
	中学3年生 +10.4 点 (R 6)	中学3年生 +30 点
五ヶ瀬教育グランドビジョンにおける「学校教育」領域の達成度	80.0%	90.0%
学校に対する満足度 (保護者アンケート) ※4 点満点	3.38 点 (R6)	3.60 点

イ 社会教育

住民の多様なニーズに対応するために、幅広い文化・生涯スポーツの振興に向け、学習機会の提供、指導者の確保・育成を図り、住民の自主的な学習活動への参加、自ら主体的に実施できる事業の推進を図る。地域住民の学習需要に応えるため「五ヶ瀬町読書活動推進計画」に基づき、施設を効果的に活用した電子図書館等の整備を検討し、住民の読書活動の推進に努める。

また、生涯スポーツの核となる総合公園Gパークは、建設後20年が経過し施設の老朽化が進んでいる。長期的な施設活用を図るため、適正な維持管理と制度事業を活用した計画的な改修を実施する。

【業績評価指標（KPI）】

指 標	現状値(R 7 年度)	目標値(R12 年度)
町立図書室での本の貸し出し冊数	2,046 冊 (R6)	3,000 冊
生涯学習自主講座開催回数	年間 273 回 (R6)	年間 300 回

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 教育の 振興	(1) 学校教育関連 施設 校舎	鞍岡小学校 改修工事 鞍岡小学校 倉庫改修工事 三ヶ所小学校 校舎外壁塗装工事 三ヶ所小学校 倉庫改修工事 坂本小学校 改修工事 上赤小学校 改修工事 五ヶ瀬中学校 体育倉庫改修工事 小・中学校 空調設置工事	五ヶ瀬町	
	屋内運動場	三ヶ所小学校 体育館改修工事 坂本小学校 体育館改修工事 五ヶ瀬中学校 体育館改修工事	五ヶ瀬町	
	教職員住宅	へき地教職員住宅事業 坂本小学校教員住宅 改修工事 上組小学校教員住宅 改修工事 三ヶ所小学校教員住宅 改修工事 鞍岡小学校教員住宅 改修工事 五ヶ瀬中学校教員住宅 改修工事	五ヶ瀬町	
	その他	鞍岡小学校 プール専用付属室改修工事 三ヶ所小学校 プール防水塗装工事 坂本小学校 プール付属棟改修工事 三ヶ所小学校 防水塗装工事 上組小学校教 プール付属棟改修工事 五ヶ瀬中学校 プール専用付属室改修工事 五ヶ瀬中学校 プール防水塗装工事	五ヶ瀬町	
	(3) 集会施設、 体育施設等 公民館	鞍岡地区公民館改修工事	五ヶ瀬町	
	集会施設	集会センター等改修工事	各集落	

	体育施設	五ヶ瀬町総合公園 G パークスポーツ広場 夜間照明施設 LED 取替工事 五ヶ瀬町総合公園 G パークスポーツ広場 芝張替工事 五ヶ瀬町総合公園 G パークスポーツ広場 野球場改修工事 五ヶ瀬町総合公園 G パーク 臨時駐車場舗装工事 五ヶ瀬町総合公園 G パーク 五ヶ瀬ドーム床張替・漏水工事 五ヶ瀬町総合公園 G パーク 五ヶ瀬ドーム照明施設 LED 取替工事 五ヶ瀬町総合公園 G パーク 五ヶ瀬ドーム結露対策工事 五ヶ瀬町総合公園 G パーク 五ヶ瀬ドーム排煙施設改修工事 五ヶ瀬町総合公園 G パーク 五ヶ瀬ドーム空調設備工事 五ヶ瀬町総合公園 G パーク ジョギングコースおよび排水路改修工事 鞍岡地区複合型交流施設 体育施設 LED 取替工事 桑野内交流センターLED 取替工事	五ヶ瀬町	
	図書館	五ヶ瀬町立電子図書館建設事業	五ヶ瀬町	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 生涯学習・ スポーツ	生涯学習講座支援事業 【事業内容】 生涯学習支援に対する経費 【事業の必要性】 地域に根ざした芸術文化活動の促進を図る 【事業の効果】 芸術文化活動の普及を促進し、芸術等に対する興味・関心・理解を深める	五ヶ瀬町	

		A L T（外国語指導助手）派遣事業 【事業内容】 派遣事業に対する経費 【事業の必要性】 実践的なコミュニケーション能力の育成 【事業の効果】 生徒の外国語能力向上 生徒の学習意欲向上	五ヶ瀬町	
	(5) その他	地域学校協働活動事業	五ヶ瀬町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

五ヶ瀬町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適正に実施する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町の集落は、川沿いや山間部の狭隘な土地に大小さまざまな形で点在している。これまで町道や集落道などの道路網の整備や生活改善センター建設を実施し、利便性の向上、コミュニティ活動の場の確保に努めてきた。しかしながら、人口減少・少子高齢化による地域活力の低下など、取り巻く環境は厳しいものとなっており、集落の自治機能の維持が困難となってきた。将来的な人口維持を見据えて、人口獲得に向けた取り組みや、地域を維持していくことができる仕組みづくりを進めていく必要がある。

また、高度化・多様化する住民ニーズや様々な地域課題に対して、行政と住民の適切な役割分担に基づいた地域づくりを進めていく必要がある。

(2) その対策

持続可能な地域や社会を実現するため、地域の自主性や個性を活かした住民主体での地域づくりを進め、自助、共助、公助の補完性の原則を基本とした協働のまちづくりの基盤を構築する。そのため、地域が持つあらゆる力を結集する地域づくり協議会を組織化するとともに、地域づくり計画の立案により地域の将来像を共有する必要がある。人口減少に伴い、現在の行政区等の組織の在り方を見直し、組織統合・再編も視野に入れながら、地域コミュニティの在り方を検討する。

また、地域が置かれている状況を把握し、地域資源の活用や定住を促進するための人材育成や地域づくりに関する研修会等を通じ、住民との連携を図りながら、将来に向けた協働型地域づくりの展開を図る。

【業績評価指標（KPI）】

指 標	現状値(R7年度)	目標値(R12年度)
地域運営組織設置数（累計）	2地区	4地区

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主体	備 考
10 集落の 整備	(1) 過疎地域集落 再編整備	鞍岡地区複合型交流施設改修整備 (避難所機能強化)	五ヶ瀬町	
	(2) 過疎地域持続的	小規模多機能自治推進支援	五ヶ瀬町	

	発展特別事業 【事業内容】 小規模多機能自治の地域づくりに要する経費 【事業の必要性】 広域的な地域運営かつ地域の自主性と自立性を尊重した持続可能な地域づくりの推進を図る 【事業の効果】 地域の生活や暮らしを守るため、地域解決に向けた取り組みを支援することにより、持続可能な地域づくりが図られる		
--	--	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

五ヶ瀬町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適正に実施する。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町には、国指定の重要無形民俗文化財「五ヶ瀬の荒踊」のほか神楽、棒術、団七踊りなど各種の郷土芸能が各地に伝承されており、地域の行事とともに実施されている。各保存会が、計画的に伝承教室等を開催し地域の若者に指導を行っているが、過疎化、高齢化が進む中、後継者の確保、育成が大きな課題である。

また、将来にわたって保存活用が図られるように、これまで伝承ビデオの作成、資料の整備保存、衣装の更新に努めてきた。さらに心豊かな教育の充実とともに各小中学校児童生徒への伝承活動にも取り組んでおり、郷土の伝統芸能に対する関心の高さがうかがえる。

本町の伝統芸能は、その価値が十分に認められているものの、知名度は高いとはいえない。そのような中、「五ヶ瀬の荒踊」が令和4年11月に全国の風流踊と共にユネスコ無形文化遺産に登録され、伝承活動の気運が一定程度高まったといえる。伝統文化や郷土芸能に関する歴史民俗資料については、資料館での保存と展示紹介が可能となったが、各地域に点在する資料及び図書については、管理保管方法の検討が必要である。

表 8－1 無形民俗文化財と小中学校における伝承活動

名 称	伝承地区	伝承学校名	備 考
荒 踊	坂本	坂本小学校	国指定重要無形民俗文化財 三ヶ所神社・中登神社奉納
神 楽	三ヶ所 古戸野 桑野内 鞍岡	上組小学校	各神社・地域で奉納公開
棒 術	桑野内 鞍岡	五ヶ瀬中学校	戸田流 古戸野神社奉納 大車流 祇園神社奉納
団七踊り	上組 廻渕	上組小学校 五ヶ瀬中学校	
臼太鼓踊り	鞍岡		祇園神社奉納
ばんば踊り	桑野内		
長 刀	鞍岡	鞍岡小学校 五ヶ瀬中学校	祇園神社奉納

表 8－2 施設の状況

名 称	建築年度	建築面積	設 置 目 的
荒踊の館	H7	1,125	「荒踊」歴史と伝統を広く伝えるとともに伝承活動の場として活用
自然の恵み資料館	H7	464	「木地師」歴史文化等を伝える。特別企画展示の場として活用
太鼓の館	H8	138	郷土芸能の伝承活動および青少年の健全育成の場として活用
小半田農村文化保存施設	H8	83	郷土芸能の伝承活動と地域間交流活動の場として活用
大石の内地区農村伝統文化保存施設	H9	109	郷土芸能の伝承活動と地域間交流活動の場として活用
日蔭地区農村伝統文化保存施設	H10	51	郷土芸能の伝承活動及び祇園山湧水を生かした交流活動の場として活用
下赤伝承文化継承施設	H16	80	地域の伝統、文化継承を行っていく場として活用

表 8－3 文化財等

指 定 区 分	種 別	名 称	指 定 年月日	備 考
国	重要無形民俗文化財	五ヶ瀬の荒踊	S62.1.8	ユネスコ無形文化遺産 R4.11.30 登録
国	公 園	烏岳	S40.3.25	祖母傾国定公園
国	公 園	白岩山	S57.5.15	九州中央山地国定公園
県	天 然 記 念 物	白岩山石灰岩峰植物群落	S17.6.23	
県	天 然 記 念 物	浄専寺シダレザクラ	S40.8.17	
県	有 形 文 化 財	石刻門守神像	S40.8.17	三ヶ所神社
県	史 跡	三ヶ所村古墳	S11.7.17	平田、鳥ノ巣、小半田
県	有 形 文 化 財	三ヶ所神社本殿	H14.11.18	
町	有 形 文 化 財	三ヶ所神社旧社殿	S49.12.26	現三ヶ所神社境内
町	有 形 文 化 財	性虎八幡宮社殿	S49.12.26	
町	有 形 文 化 財	祇園神社社殿	S49.12.26	
町	有 形 文 化 財	金光寺山門・鐘楼・内陣	S49.12.26	
町	有 形 文 化 財	大般若経	S51.12.7	浄専寺
町	有 形 民 俗 文 化 財	木地師文書	S51.12.7	坂狩 小椋家

町	有形文化財	室野不動堂棟札	S51.12.7	
町	有形文化財	三ヶ所神社棟札	S51.12.7	
町	天然記念物	三ヶ所神社さかき	S51.12.7	
町	天然記念物	原田家シダレザクラ	H5.3.9	
町	天然記念物	岡田家シダレザクラ	H5.3.9	
町	天然記念物	古戸野神社杉	H5.3.9	
町	天然記念物	祇園神社けやき	H5.3.9	
町	天然記念物	古戸野神社かや	H5.3.9	
町	有形文化財	清水寺（鰐口）	H15.3.18	
町	有形文化財	坂本観音堂（鰐口）	H15.3.18	
町	有形文化財	内の口天神堂（鰐口）	H15.3.18	
町	無形民俗文化財	神楽	H17.3.18	
町	有形文化財	桑野内神社本殿	H18.3.16	
町	有形文化財	古戸野神社本殿	H18.3.16	
町	無形民俗文化財	戸田流棒術	H22.4.1	
町	無形民俗文化財	大車流棒術	H22.4.1	
町	有形文化財	車屋橋	H28.4.22	
町	有形文化財	川久保橋	H28.4.22	
町	有形文化財	上中村橋	H28.4.22	
町	有形文化財	下中村橋	H28.4.22	
町	有形文化財	戸の口橋	H28.4.22	
町	有形文化財	荻原橋	H28.4.22	

(2) その対策

「九州島発祥の地」というかけがえのない歴史とともに、町内に残る郷土芸能、民俗資料、史跡等多くの貴重な文化財の保存・活用を促進することにより、郷土の文化を生かした地域づくりを推進する。郷土芸能の伝承は、地域の文化資源の価値を見直すことで魅力ある地域づくりに繋がるため、「五ヶ瀬の荒踊」のユネスコ無形文化遺産登録を機に、それぞれの再評価を行い地域の宝として保存・伝承に努められるよう推進する。

今後も、各保存会や児童生徒による伝統文化の保護・保存に努め郷土への関心を高めながら、未来へと継承する担い手の育成を図る。

民俗資料は、歴史や文化を知る上で重要な財産であり、将来への遺産として保存活用するために、既存施設の有効活用を図りながら資料展示室の充実に努める。

【業績評価指標（KPI）】

指 標	現状値(R 7 年度)	目標値(R12 年度)
未指定文化財の調査・指定（累計）	40 件（R6）	50 件
郷土芸能保存団体の活動人数（年間）	190 人	200 人
文化協会の活動人数（年間）	90 人	100 人

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～ 7 年度）

持続的発展 施設区分	事業名 （施設名）	事 業 内 容	事業 主体	備 考
1 1 地域 文化の振興等	(1) 地域文化振興 施設等 地域文化 振興施設	荒踊の館屋内外照明施設 LED 工事 荒踊の館街路灯 LED 工事	五ヶ瀬町	
	(3) その他	特別企画展開催事業 五ヶ瀬町文化財鑑賞ガイド整備事業 民俗文化財の保存・活用・地域伝承活動等支援事業 芸術・文化・郷土芸能活動振興・交流事業 歴史資料の調査・保存・管理事業 史跡・文化財の調査・保護・管理事業 「荒踊」のユネスコ無形文化遺産登録・維持・保存・継承支援事業 歴史文書管理書庫改修工事 自然の恵み資料館照明 LED 取替工事	五ヶ瀬町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

五ヶ瀬町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適正に実施する。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

再生可能エネルギーは石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料とは違い、二酸化炭素の排出量が少ない太陽光や風力、地熱といった自然界に常に存在するエネルギーであり、化石燃料が限りある資源であることや地球温暖化対策の観点からも可能な限り消費量を削減していく必要がある。

五ヶ瀬川の源流域に位置する本町は、森林、河川をはじめとした豊かな自然に恵まれており、これらの地域資源の保全に加え、良好な自然環境を次世代に引き継ぐため、「低炭素社会実現に向けた実施計画～スマートライフプラン～」に基づき、町内にあふれる森林を利用した木質バイオマスや急峻な地形を利用した水力をはじめとする自然エネルギー等を活用し、循環型社会・低炭素社会を目指す必要がある。

(2) その対策

本町の山頂部において、中九州風力発電所設置事業により設置された8基の風力発電施設について、学校教育や生涯学習等における環境教室に活用し、環境意識の高揚に努める。

また、特有の急峻な地形を利用した小水力発電や太陽光発電などの再生可能エネルギーを活用した発電施設について、実用化に向けた研究と活用を図る。あわせて、町内の関係団体と連携し、森林整備で発生した廃材を木質燃料として活用した薪ストーブの設置や木質バイオマスへの変換など、自然と調和した再生可能エネルギー利用を促進する。

【業績評価指標（KPI）】

指 標	現状値(R7 年度)	目標値(R12 年度)
二酸化炭素排出量削減目標	10.0% (R6)	30.0%
薪ストーブ導入台数（累計）	69 台 (R6)	95 台

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備 考
1 2 再生可 能エネルギー の利用の推進	(3) その他	薪ストーブの導入 太陽光発電施設整備（庁舎） 電気自動車用の急速充電器設置	五ヶ瀬町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

五ヶ瀬町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適正に実施する。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 空き家対策

近年、急速に進行する少子高齢化社会や都市部への人口移動等、社会構造のニーズや変化に伴い全国的に空き家が増加し、空き家が及ぼす影響が多岐にわたり大きな社会問題として顕在化してきている。とりわけ空き家になったにもかかわらず、適切な管理が行われないうまま放置されている状態の空き家は、老朽化等による倒壊や不燃などによる火災、不法投棄による公衆衛生の悪化など、防災・防犯・安全・環境・景観保全等の面で町民生活に悪影響を及ぼすことが懸念され、早急な解決が求められており、適切な管理がなされていない空き家を増加させない取り組みを推進していく必要がある。

また、移住・定住人口の獲得に向けて、移住者や子育て世帯が快適に暮らすことができる住宅の環境整備施策も重要であり、空き家情報登録制度（空き家バンク）への登録件数の増加に努め、物件の売買、賃貸借の流動化を進める必要がある。

イ 防災

住民が安心して暮らせるまちづくりを進めることは、行政の基本的な役割であり、国・県と連携して様々な危機に対応する管理体制が求められている。

本町の災害対策は、消防団を中心に西臼杵広域行政事務組合消防本部・警察・住民との連携により、日頃からの防災意識の向上に努めている。しかし近年、豪雨災害や地震等、頻発する災害への対応が重要視される中で公助による災害対応だけでなく、日頃から地域の中で互いに協力し合う体制を整えることの必要性が再認識されている。そのため、自主防災組織の必要性を啓発するとともに、組織化を前提とした防災士等のリーダーの養成及び活動環境の整備が必要である。

また、山林・河川をはじめとした自然環境や生態系全体を守ることは、治山・治水、災害防止、砂防対策につながり、住民の人命や財産を守ることにつながるため、この貴重な山林や河川を保護・保全することで、治山・治水事業や災害発生防止を進めることがより重要視されている。

(2) その対策

ア 空き家対策

空き家等は、環境悪化や火災発生等多くの問題を生み出し、周辺地域住民への悪影響の長期化が懸念されるため、空き家等の適切な管理を促進し、除去を推進することにより、安全で安心なまちづくりをめざすとともに、管理不全な

空き家等は、その発生を未然に防止することで良好な住環境を維持し利用可能な地域の資源と捉え、自然素材を活用した空き家等の再生を図る。

そのため、令和3年8月に「五ヶ瀬町空き家等対策計画」を策定し、町が地域に点在する空き家・空き地の情報を管理するとともに、相談体制の整備を図った。今後も、空き家等対策計画を中心に、移住希望者に対する空き家・空き地の有効活用と連動した移住・定住促進のための住宅環境整備を推進し、活力あるまちづくりを目指す。

【業績評価指標（KPI）】

指 標	現状値(R7年度)	目標値(R12年度)
空き家改修戸数（累計）	12 戸	40 戸

イ 防災

消防団員の確保・維持、自主防災組織の強化と推進を図るとともに、防災情報伝達体制や避難体制の整備に取り組み、防災意識の高揚を図るために、防災訓練などを通じた防災技術・知識の向上への取り組みを支援し、安全で安心な災害に強いまちづくりを推進する。また、西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携して各種災害時の救急業務体制を構築し、火災や災害に対する事前の対策として、消防水利の確保、耐震性貯水槽の設置、消防団資器材の整備確保、防火施設の整備及び防災行政情報伝達システムの充実を図る。あわせて、避難施設の整備・確認及び危険箇所等の点検を実施する。

治山施設や山地災害については、住民に広く啓発活動を実施し、住民意識の向上を図るとともに、施設整備についても継続的に推進し、水源や生態系を保全するだけでなく、異常気象による山地災害を防止するためにも、保安林の適正な管理や森林環境の保全により治水力のある強い森林づくりを推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
13 その他 地域の持続的 発展に関し必 要な事項		空き家再生等推進事業 岩神地区敷地造成 整備面積 A=60,000 m ²	五ヶ瀬町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

五ヶ瀬町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、

過疎対策に必要となる事業を適正に実施する。

事業計画（令和８年度～令和１２年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
２ 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(４) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	移住・定住奨励金 【事業内容】 移住・定住の促進に対する経費 【事業の必要性】 永住の意思をもって本町に転入する者に対し、奨励金を交付することで移住・定住の促進を図る 【事業の効果】 移住・定住を促進し、地域の活性化が見込まれる	五ヶ瀬町	
	人材育成	人づくり支援事業 【事業内容】 人材育成に対する経費 【事業の必要性】 本町を担う優れた人材の育成を図る 【事業の効果】 自ら企画する視察研修や技術力向上への講習会への経費を補助することで、地域の活性化が見込まれる	五ヶ瀬町	
３ 産業の振興	(１０) 過疎地域持続的 発展特別事業 観光	地域活性化拠点エリア整備構想事業 【事業内容】 移住・定住の促進に対する経費 【事業の必要性】 九州中央自動車道の延伸による恩恵を活用し、本町の拠点エリアとしての構想を図る 【事業の効果】 町民の豊かな経済活動の実現並びに交流人口の増加による地域の活性化が見込まれる	五ヶ瀬町	
		観光・特産品ＰＲ事業	観光協会	

		【事業内容】 本町の観光及び特産品のPRに対する経費 【事業の必要性】 観光と特産品の振興を図るため、PR動画やSNSを活用し活性化を図る 【事業の効果】 観光振興による経済波及効果が見込まれ、地域の活性化及び移住・定住の促進につながる		
	その他	地域活性化包括連携事業 【事業内容】 地域資源を活用した魅力づくりに対する経費 【事業の必要性】 町内における地域の一層の活性化等を図る 【事業の効果】 本町の地域資源を活用した魅力と特色あるまちづくりを推進することで、地域の活性化が見込まれる	五ヶ瀬町	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	コミュニティバス運行事業 【事業内容】 町内3系統路線の運行に対する経費 【事業の必要性】 町民の交通手段を確保し、町民の福祉の増進と町の活性化を図る 【事業の効果】 交通手段の確保をすることで、地域コミュニティの充実と交通弱者の足が確保される	五ヶ瀬町	
		デマンド調査事業 【事業内容】 デマンド交通の活用調査に対する経費 【事業の必要性】 町内における交通の充実を図るため	五ヶ瀬町	

		【事業の効果】 デマンド交通の活用調査を実施することにより、交通弱者への対策につながる		
8 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 自治体病院	医師確保対策（医師派遣 1 名） 【事業内容】 医師確保に対する経費 【事業の必要性】 町民の安全安心を支えるため、継続的に医師の確保が必要であるため 【事業の効果】 本町唯一の医療機関を守ることに繋がる	五ヶ瀬町	
		医師・薬剤師・看護師 就学資金貸与事業 【事業内容】 医師及び薬剤師の確保に対する経費 【事業の必要性】 町民の安全安心を支えるため、継続的に医師及び薬剤師の確保が必要であるため 【事業の効果】 本町唯一の医療機関を守ることに繋がる	五ヶ瀬町	
9 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 生涯学習・ スポーツ	生涯学習講座支援事業 【事業内容】 生涯学習支援に対する経費 【事業の必要性】 地域に根ざした芸術文化活動の促進を図る 【事業の効果】 芸術文化活動の普及を促進し、芸術等に対する興味・関心・理解を深める	五ヶ瀬町	
10 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	小規模多機能自治推進支援 【事業内容】 小規模多機能自治の地域づくりに要する経費	五ヶ瀬町	

		【事業の必要性】 広域的な地域運営かつ地域の自主性と自立性を尊重した持続可能な地域づくりの推進を図る 【事業の効果】 地域の生活や暮らしを守るため、地域解決に向けた取り組みを支援することにより、持続可能な地域づくりが図られる		
--	--	--	--	--